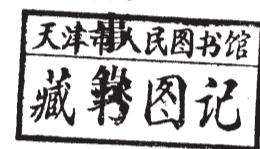


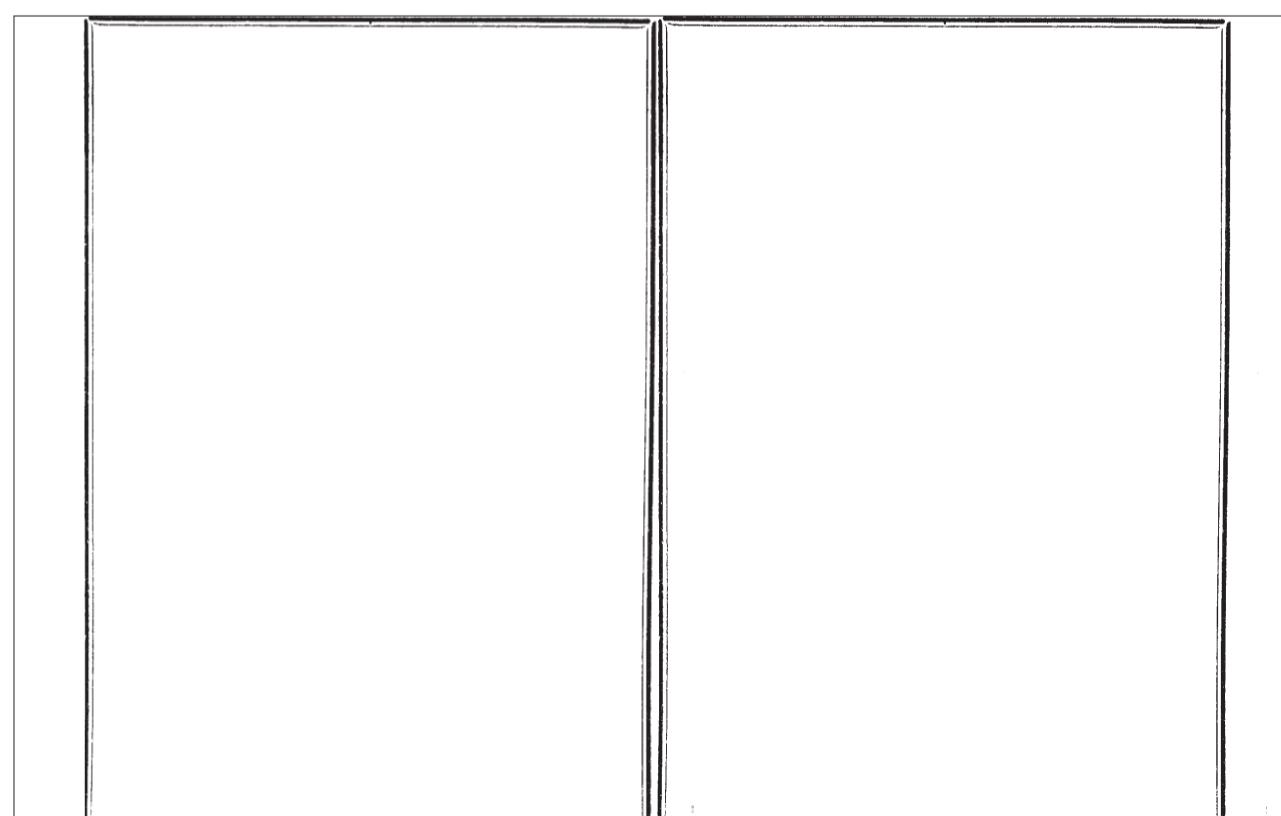
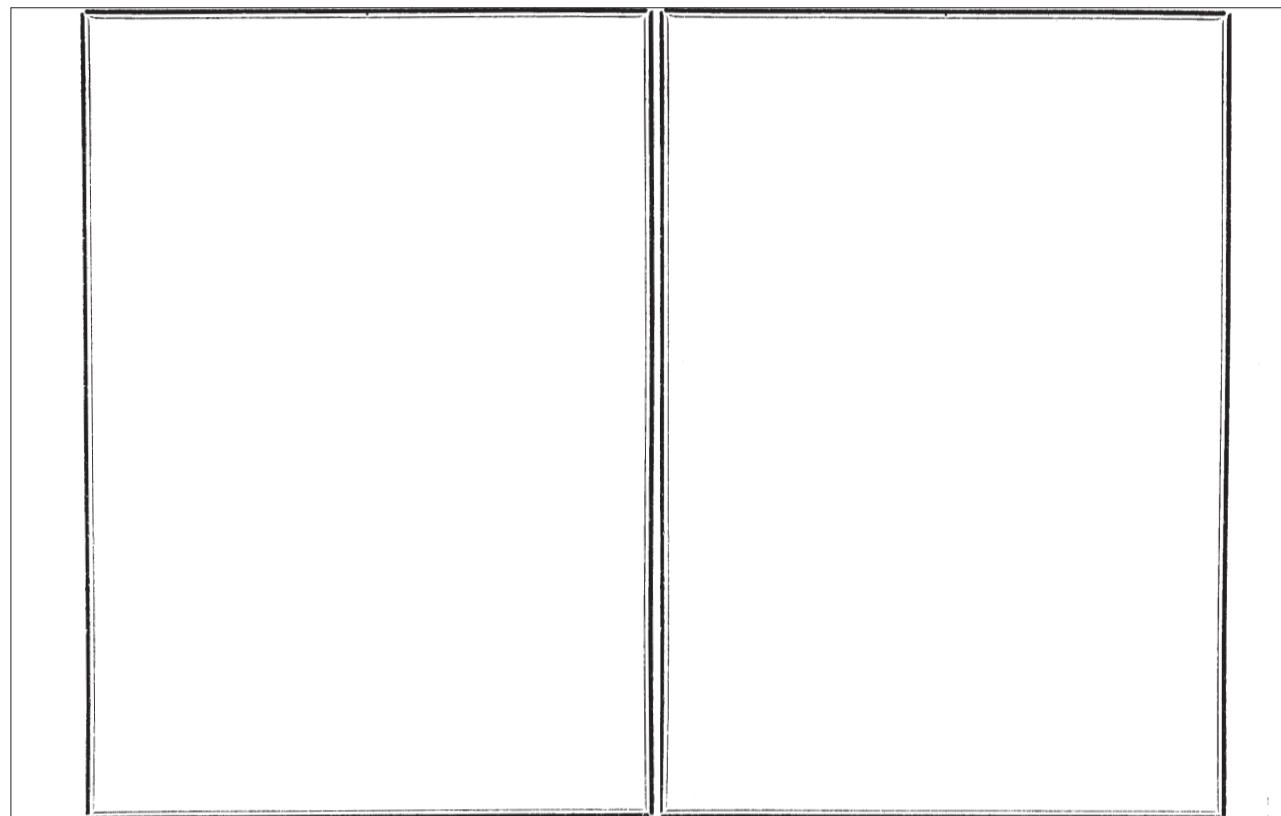
● 議事錄第十六號

大正八年通常民會議



天津居留民團

● 大正八年通常民會議事錄



議事錄目次

第一回 流會

第二回

議事日程

龜井總領事代理閉會の辭

民會議長選舉

大正六年度居留民團歲入出決算

大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算

大正六年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算

雜種課金條例中改正案

火葬場使用條例案

火葬場使用條例案(第一讀會續)

下水道條例案

天津共立學校補助增額の件

大正七年度居留民團歲入出決算

大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出豫算案

大正八年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案

大正八年度居留民團歲入出總豫算案

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

第九回

第十回

第十一回

第十二回

第十三回

第十四回

第五回

(1)

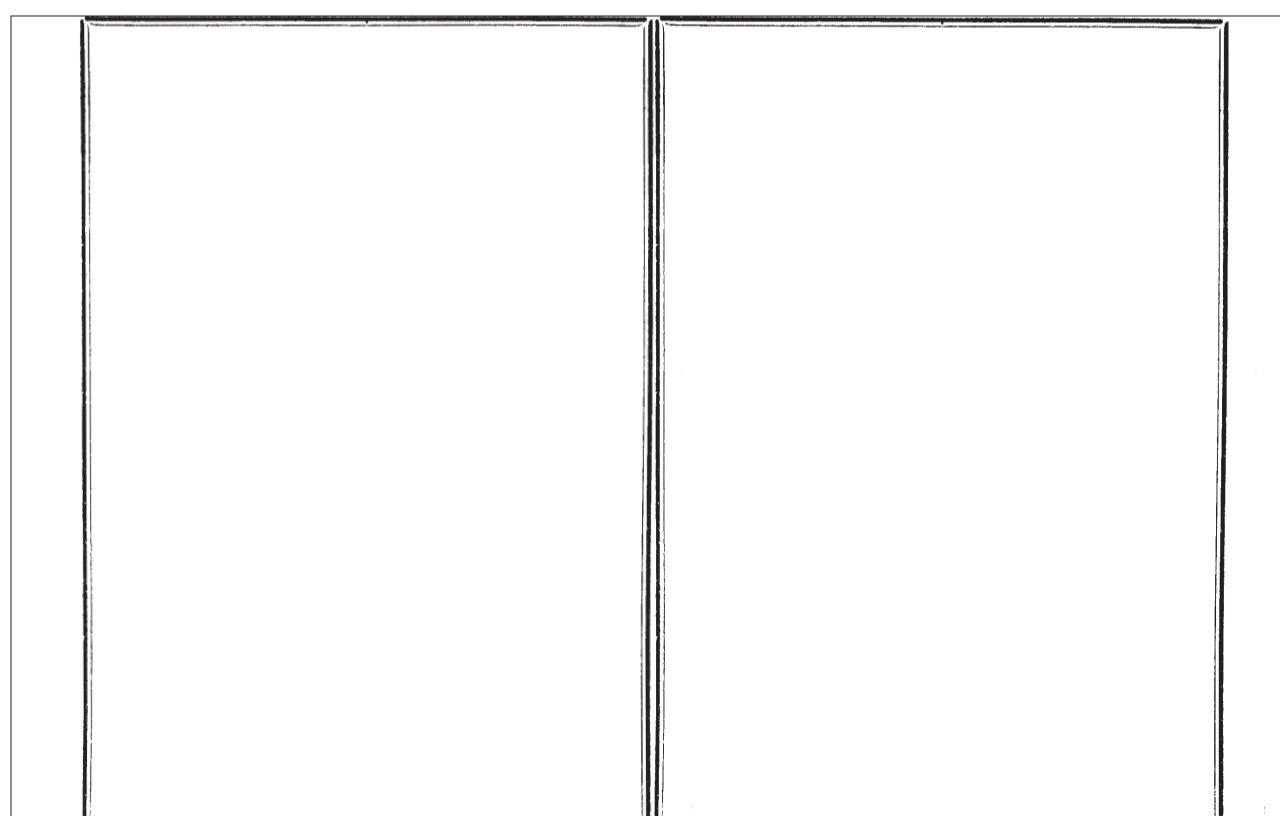
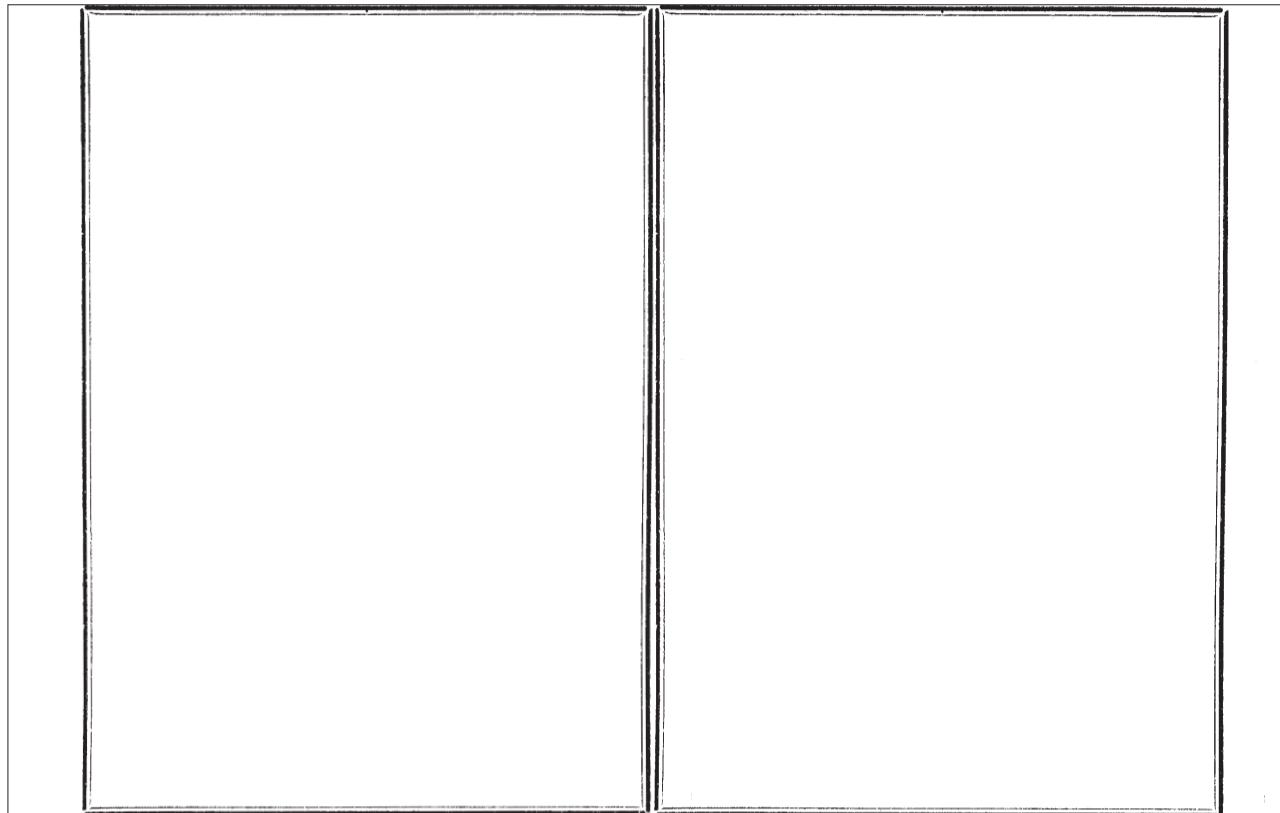
(2)

(3)

| | |
|--------------------------|-----|
| 二、民團出納検査委員選舉 | 九四 |
| 三、電燈問題に關する調査委員の選舉 | 九五 |
| 四、大正八年第十二次居留民通常會成績 | 九六 |
| 五、龜井總領事代理閉會の辭 | 九七 |
| 三、雜種課金條例中改正の件 | 一〇〇 |
| 四、火葬場使用條例 | 一〇一 |
| 五、下水道條例 | 一〇二 |
| 六、天津共立學校補助増額の件 | 一〇三 |
| 七、大正七年度居留民團歲入出豫算更正の件 | 一〇四 |
| 八、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出豫算 | 一〇五 |
| 九、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算 | 一〇六 |
| 一〇、大正八年度居留民團歲入出總豫算 | 一〇七 |
| 一一、大正八年度通常民會要錄 | 一〇八 |

附錄

目次終



大正八年通常民會議事錄

第一回

三月十八日
會場公會堂

鈴木行政委員會議長登壇
鈴木行政委員會議長登壇
旨宣言即時散會す

卷之三

卷之三

卷之三

(1)

四

第八、天津共立學校補助增額の件
第九、大正七年度居留民團歲入出豫算更正案
第十、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入
第十一、大正八年度特別會計官有地拂下準備
第十二、大正八年度居留民團歲入出總豫算案
第十三、電燈營業契約更新願出に關する決議
第十四、行政委員並に豫備行政委員選舉
第十五、民團出納檢査委員選舉

午後八時振鈴開會、議員の出席若くは代表其

5

鎌木行政委員會議長登場
鎌木行政委員會議長登場
民時會議長缺員につき法規に基き選舉投票を行ふべきが其前監督官の招集の辭あるに付民時會議長願つて
監督官の招集の辭あるに付民時會議長願つて

龜井總領事代理登壇

光榮とする所なり而て從來の民會は出席議員常に少數なりと聞きしに拘はらず本夕は如斯多數の御參集ありしは本官の特に愉快に堪へざる次第なり我居留民團も茲に民團法實施以來既に十有餘年の星霜を重ね年を逐ふて發展し來り其間一昨年の秋に

卷之三

10

(4) (3)

鶴井總領事代理 民會講長選舉のため本官より假講長として講長中の最年長者鈴木敬親君を指名す
(拍手) 榎木敬親君登壇

於ける大洪水の如き災厄に罹り吾民團としては大打撃たりしに不拘復舊工事其他善後策宣しきを得今や舊に増して發展するの機運あるは誠に同慶に堪へざる次第なり乍併民團として將來經營制度すべき事業は土木教育其他諸般に涉り一にして止ままずと思惟せらる故に吾人は民團公益のため益々奮闘努力あらんことを希望して止まさる處なり而して来るべき年度に於て爲すべき事業に就ては行政委員會に於て熟慮審議の上本民會に提出ありて數日前既に議案として諸君の御手許に配布せられあることなれば十分御研究ありしことと思はる何卒吾か民團公益の爲慎重審議あらんことを希望す是を以て招集の辞となす（拍手）

大正八年通常民会议事录

鈴木假議長 投票の結果を報告します

投票の結果を報告します

| | |
|---------------------------------|-------|
| 投票總數 | 百八十三票 |
| (內無効一票) | |
| 小林和介君 | 五十三票 |
| 鈴木敬親君 | |
| 原田俊三郎君 | |
| (以下署す) | |
| 得點過半數に充たず依つて高点者二名につき決選投票を行ふべし | |
| (投票用紙配付八田良恭君、沖田介次郎君立會) | |
| 採点には時間を要するに付監督官も立會人も承認したれば單に報告す | |

投票の結果を報告します
投票總數 百八十三票（内無効二票）
小林和介君 五十三票 鈴木敬親君
原田俊三郎君（以下略）
得點過半數に充たず依つて高点者二名につき決選投票を行ふべし
（投票用紙配付八田良恭君、沖田介次郎君立會）
探点には時間要するに付監督官も立會人も承認したれば單に報告す

君に選舉せられて餘儀なく就任したるものなれば若し吾々に過ちあれば選舉したる
諸君が不明の結果となる事に付好意を以て御援助を乞ふ
是れより議案に入り申上げんに第一日程大正六年度居留民團費入出決算は豫算と大
なる變更ありしは大正六年九月未曾有の大洪水あり政府の補助其他の寄附あり爲に
再び豫算の更正をなせるため決算に大なる變更あるも一々當時の出納検査委員に依
り綿密なる検査を受けたるものなれば大なる質問なければ速がに御承認を得たし
田語郎君 大正六年度決算表に水害に關する項目あるも未だ何等の報告を得ず依
て水害の後始末に關して詳細の説明を求む

(9)

讀を省略すべし　日程第一、第二、第四共極めて簡単なれば一括して議題とすべし

●日程第三、大正六年度居留民團費入出決算
●日程第四、大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算

(12) 小林議長 他に質問なきや質問なきにより三
議なし

(11) 藤田語郎君
鈴木委員長 夫れは如何
主なる計畫は避病院なり他の使途は火葬場其他なり

林議長 他に質問なきや質問なきにより三案を一括して讀會省畧承認したし（異議なし）

讀を省略すべし　日程第一、第二、第四其梗のて簡単なれば一括して議題とすべし
◎日程第二、大正六年度居留民團歳入出決算

●日程第三、大正六年度特別會計天津福祉建築費歳入出決算

鈴木委員長　諸君今期民會は前年度に於て行政機關の首腦たる議長三回更迭せり昨年
の民會にて諸君と共に大正七年度に於ける諸般の計畫をお詰りして協賛を得たる
所を夫々遂行せるが今回又復私が此壇上に起ら次年度の豫算を諸君の協賛を求める
事となり實は當年亦此重大なる責任を負ひ諸君と協議する事は夢にも思はざりし
所なりき然るに深野君去り最上君去り幸か不幸か私が六十三歳の老軀を提げて諸君
に協議する次第となるのも自ら顧みて適任なりとは思はず再三固辭したるも同僚諸
君と官廳の切なるお勤めに餘儀なく就任し此豫算を編成し條合を立案し諸君と相見
ゆる次第なれば定めし御満足を得る事六ヶ敷からんも其意を諒こせられ成るべく和
衷協同圓滿に今期民會を開催に經過せしめられん事を願ふ尙又議案に關する質問に
對しては眞面目に答ふへければ老体を困らする如き鋪次り半分の質問は容赦あり
たし云ふ迄もなく居留民團は日本に於ける政黨が爭鬭を事とする異なり自治體の
行政計畫を相共に協議して年々歲々發達せしめ各國租界に後れず日本との貿易を盛
んにしたしその念にして行政委員一同も諸君と利害を一にするものに付勝敗といふ
如き念を持たず攻撃的の言動は差控へられたし吾々は運動して上任したるに非ず諸

林議長　他に質問なきや質問なきにより三案を一括して議會省署承認したし（異議なし）

林儀長　他に質問なきや質問なきにより三案を一括して議會省署承認したし（異議なし）

林議長　議案は朗讀を省きます

本委員長　本案は逐條説明すべし第二條旅館は四十三年に改正後其儘にして近來旅客等が多く繁昌せるにより改正したし料理店も同様なり湯屋に特等を設けたるは理由書の通りなり理髮店も前同様値上を相當と認む酌婦と仲居は館令改正の結果にして酌婦税引上も前同様なり角力は新に設定せる課稅なり他の營業課金は民間設置以來三回計り増稅し居るも雜種課金は其儘なるにより公平を保つため改正せり

藤惣三郎君　雜種課金中増額せるは三倍乃至二倍にして約四千圓の増なりこれは豫備金に繰入る三つもりなるや

木委員長　然り歳出入に四十万圓の豫算を計上せるが豫備金殆ど無し如何なる時も一割位の豫備金を計上したし本年度は各部の豫算に三万七千弗收入より支出が多かりしを以て漸く二千幾何弗の豫備金を見たる故何とかして豫備金に廻したきつくりにて改正せり

藤惣三郎君　飲食店に四等を初めて設けしは如何

木委員長　支那人最下層のものと爲めに設けたり

| | | | | |
|---|--|---|--|---|
| <p>(14)</p> <p>冲田介次郎君 飲食店は喬麥屋、壽司屋も入り居るや 鈴木委員長 然り 冲田介次郎君 夫ては上げやう少なきに非ずや曙街あたりの喬麥屋壽司屋は大に 儲かるこ聞けり</p> | <p>鉢木委員長 これ位が妥當ならん 藤田語郎君 角方に課税を設くる以上將來に於て前年の如き興行許可不許可の問題 はなきや 鈴木委員長 許可不許可是民團關知せず</p> | <p>小林議長 読會省署可決したし 遠山猛雄君 反對論ありとの事につきこれより第二讀會に入り逐條審議致さん</p> | <p>小林議長 第一、二異議なきや（無し）湯屋理髮異議なるや（なし） 遠山猛雄君登壇</p> | <p>酌婦稅につき問題が問題なれば不眞面目に取扱はるゝやも知れざれば私は最も眞面目に論じたし説明書の大体を拜見するに他の各種は改正するも差支へなきも客が多くて繁昌するといふ一つの理由に附隨して公平を理由として引上との只今の説明によれば料理屋の如き女郎屋の如き押すな押すなの繁昌なれば引上るも宜しからんこの事なりしが宿屋の押すな押すなの繁昌は人間を増し營業家屋を擴張すれば宜しく料理屋も其通りなり先年私は按摩業の課金云々を論じて笑はれたり私は笑はれても恥づる所なし何故なれば私は弱者を憐れむ同情ある政治をとりたいとの考へなればなり此酌婦課金の如き成程現状は繁昌するやも知れず然れ共これは彼等の生命を賭し肉を削る繁昌なり一人に就て一人の繁昌なり如何なる場合も天下の政治家は血稅を徵收する如き同情なき政治を行はず彼等は社會の不完全から生んだ憐れむべきものなり公平なる課稅なりこの事なるも今天津邦人中には高等教育を受けしもの二百八十餘名あるも四十餘名しか年額十八圓の課金を納めざるなり之は調査不完全に基づくためなりや現今我文部省の收入の約六割は大學の教育費にして其他も多くは官立學校の教育費なり而して之等は富豪の子弟が國家より特別の待遇を受け居るものなり斯る人が世の中に出で働くに當り却つて彼等醜業婦に及ばざるは甚だ公平にあらず加之數ある彼等酌婦の中には故郷に親兄弟あるやも知れず而して彼等は一枚の葉書の代にも事缺ぐ事あり病氣や不慮の災害や其等は盡く借金となりて自ら其身を減ばんとするなり私はこれは餘りに實情に疎く觀察を誤つた結果と思ふ問題は小さい而も時代思潮の見解から見れば涙なき施政方針は寒心すべきものなり斯の如きは満場一致寧ろ否決されん事を望む問題は血と肉の問題なり本來ならば全廢を呼びたきも亦は餘りに突飛なれば現狀の儘に留め置かれたし</p> |
|---|--|---|--|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <p>(16)</p> <p>原田委員 合はす事ござべし（拍手） 佐藤惣三郎君 私は撤回されたる上は最早何とも云はざるべし只行政委員が苟くも議案として提出する以上相當自信あるにあつてなさるべきに一人の反対論者出てたゞて直ちに撤回する如き行政委員を信任してよきか否かを疑はざるを得ず之は只注意なり</p> | <p>原田委員 佐藤惣三郎君此項は撤回されたり其他異議なきや（異議なし）</p> | <p>小林議長 小林議長此項は撤回されたり其他異議なきや（異議なし）</p> | <p>小林議長 小林議長此項にて逐條審議みたれば第三讀會に移るべし</p> | <p>小林議長 小林議長此項にて逐條審議みたれば第三讀會に移るべし</p> |
| <p>原田委員 原田委員 ①日程第六、火葬場使用條例案 原田委員 従來當地の火葬場は駐屯軍より永年借用せるものなるが昨年の水害に大破損をなし駐屯軍にて修理を計る事交渉の結果駐屯軍施設の海光寺の火葬場を民間に或條件の下に永久に借入る事せり借入後の修繕費は多大を要せるも水害義助金の殘金六千弗を支出して先づ居留民は勿論並に多少の特殊外人迄に及ばず程になれり維持費としては新に使用料を徵收し風紀を維持し其他の費用を得るため本案を提出せり</p> | <p>原田委員 原田委員 土地は軍用占領地なれば地代は無料なり駐屯軍より橋を渡りて南に面し全体の面積の三分の二堵壁を廻らし休憩所番人小屋あり焼場は同時に二つの死体を火葬する装置なり竈には薪を用ひ焼上りたるものは竈の中より仕掛にて鐵板を引出すものにて從來の施設を擴張し雨天の際參詣者に對する設備をもなせり</p> | <p>沖田介次郎君 沖田介次郎君十弗であるは從來薪代を七弗徵收したるが此十弗の中に薪代並に穀に與ふる貨金を含めるや</p> | <p>佐藤惣三郎君 佐藤惣三郎君何ういふ構造なるや租界より如何にして金を徵收するや</p> | <p>原田委員 原田委員 然り 沖田介次郎君 私はイの一番に友人の妻君を持ち焼きたるが火の廻り具合甚だ惡しかりし改造になりたるや</p> |

り通過次第確定的に契約すべし

八阪傳三郎君 又聞きたるが去る人の葬式に勤行の最中禮儀が一定の時だけでは焼
切れぬて失禮の行為あり折角の儀式を臺なしにしたる山將來斯る不都合な様し
たし

原田委員 通過すれば四月一日より適用したし只今迄の事は不明なるが爾後は注意
すべし

藤田語郎君 未だ租界に受取り居らざるものにや
原田委員 受取り居るも陸軍當時の儘の使用人なり

大澤大之助君 燃費十弗三十弗は如何なる算出法なりや亦之にて差支せざるにや
れ以下の料銀にては出来ざるや

原田委員 實費は薪約七弗なり残り三弗は請負人と民團の折半とす料金率は各殖氏
地の分と比較して最も安價なり

沖田介次郎君 昔のあの駐屯軍の壊れかゝつたもので薪は三百斤しかまらない
つたに拘はらず五百斤を要すと稱し居たりと聞く然れば三弗と七弗の差あり御注意
まで附言す

藤田語郎君 陸軍から受取り民團の決議に附する迄に支出したる金は何處より出で
たるや

原田委員 水害義捐金の中より支出せり

(17)

(18)

原田委員 七十三頁にあり

藤田語郎君 監督官廳が許せば行政委員會は勝手にしてよきや
小林議長 他に質問なきや第二證會に移しては如何
藤田語郎君 使つた金の報告なきや爾後承諾も受けずや

原田委員 本件は民團の財源に寄附せられたるものに非ずして用途指定のものな
れは爾後承諾を受ける性質にあらず大正八年の事務報告に掲載するを適當と思料す

藤田語郎君 無視せず元來指定期のものにつき斯く使用せり

鈴木委員長 夫れでは民團法を無視せずや
藤田語郎君 不都合なり

鈴木委員長 無視せず元來指定期のものにつき斯く使用せり

鈴木委員長 尚ほは民團法を無視せぬため寧ろ多數
意見を詰らざりき

藤田語郎君 夫れは單に領事一個の考へなりしならん
鈴木委員長 固より然り併し乍ら思ふたより寄附金も多かりしにより財政困難の當
時寄附者の意思に背かぬ方針にて監督官廳の意思により諸君に喜ばれるへもりにて
施設せり水害の後には流行病の憂あるものに付水害に伴ふ方面に使用せり我々のし
た仕事に過ちあらばメても宜し民團の會計の御心配ならんも其点は安全なり會計

藤田語郎君 法の取締に就て此案を離れててもよく御相談すべし
何故に民團に報告せざるや爾後承諾を求むべきものと認む

(19)

(20)

第三回 三月二十二日 会場 公會堂

小林議長 時間外に涉るにより討論を禁止します

時間切迫したり之にて散會し明晚は八時に開會すべし
時に十二時三十分

第一、火葬場使用條例案
第二、下水道條例案
第三、天津共立學校補助增額の件
第四、大正七年度居留民團歲入出豫算更正案
第五、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出豫算案
第六、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案
第七、大正八年度居留民團歲入出豫算案
第八、電燈營業契約更新頒出に關する決議案
第九、行政委員并豫備行政委員選舉
第十、民團出納檢査委員選舉
午後八時五十五分振鈴開會

小林議長 本日の出席議員數は委任狀共に二百十八名にして法定數に達せるを以て

(22) (21)

之より開會す日程は火葬場使用條例案一讀會の續きなり
（日程第一、火葬場使用條例案（第一讀會續き））

佐藤惣三郎君 私は直接本案に關係なきも委員長に懇願したし

小林議長 簡單に願ひたし

佐藤惣三郎君 私共の遺憾に堪へざるは日程第八の電燈營業契約更新願出に關する議案に附てなり彼の理由書より考ふる時は委員會の手許には充分なる調査ありと思ふ故に其調査書を發表されば我々も町重に考ふる事が出来ると思ふ民團經營にす

る建議案さへあるに私共はどちらに附てよいか判断に迷ふ公平なる判断をなさんがため參考資料として直ちに謄寫版にても苦しからず印刷物配布されたし

小林議長 今問題は更に日程に入りたる際答辯の機會あるべし

佐藤惣三郎君 夫れでは間に合はず行政委員等のみ充分の調査を蓄へながら示さるは不親切なり若し議長にして採用せざれば私は動議を提出すべし

鈴木委員長 此問題は満場の諸君に迫られて餘儀なく出すやうな秘密のものにあらず本來完全なる調査を了し我々一同居留地將來のため確定不動の意見定まらば其時に於て参考材料を提供する筈なるも未だ民團永久のため有利か否か二案に對し比較研究したるものをお目に掛ける程調査も行届き居らず仍て此次諸君が選まるべき行政委員に部分の調査事項を引繼ぐ筈なるか折角の御注文なれば行政委員相談してお答へすべし暫時猶豫を乞ふ

鈴木委員長 只今の佐藤君の要求に對しお答へせん行政委員會には秘密の書類なし故に何時にも調査出來居る分はお目に掛くべきも早急に印刷しても紙數殆ど二三十枚もあり到底急の間にあひがたし有志の諸君が租界局備付のもの御覽あり必要の所を謄寫さるゝ方可ならん夫れも面倒なりとならば朗讀するもよかるべし

佐藤惣三郎君 私は行政委員が和衷といふ事を口にせらるゝも誠意なきやうに思ふ調査書類は既に華新會の一部の人の手許にあるに非ずや二月下旬謄寫版か何かで印刷されしと聞く我々は此問題に就て甚だ苦心せり若し行政委員會に於ても苦心されしなれば如何な点が決しかねたりと民會に提出の際調査の次第を一から十まで發表さるべきものと思ふ私は此問題の如きは一の社會政策問題となるやも知れずと考ふ然るに委員が斯の如き態度を何等までも持つて我々に對するならば議員は退席して領事館に押しかけ外務省にまで出掛けざるべからず昨夜の如き藤田議員の亡者質問の如き掲手攻の行はるゝ所以である本問題に就ては休會しても大切の参考書を謄寫なり印刷なりして配布するが當然なり私は何うも委員長の態度に懼らず稍もすれば職權的に直に拒絶して議員を挑發さるゝ風あり誠意を疑はざるを得ず今一度協議を願ひ出来ざれば一度解散して書類の揃ひたる上進行したし然らざれば將來宜しからざる結果を招致すべし

鈴木委員長 佐藤君とは如何なる性の合はざるものか私は悉く下に出て圓滿にやつて行きたい考へを持つも今晚の如きは私の言ひ表はし方が下手につき徹底せぬ

(24) (23)

結果かも知らぬが甚だ遺憾なり私共は任期も正に終らんとする今日なれば之れより改選せらるゝ諸君の職力に信頼し淺薄なる吾々の電燈には殊に明るからざるを以て最後の斷案をなさず斯る提案をなしたるは親切の考へなりしが夫れが惡かつたことなれば夫れは吾々の思ひ違ひなり私は答辯に際し敵て諸君を壓迫する意なきも元來東北生れにつき發音の相違によりお氣に障る点あらんも固より故意に非されば御容赦に與りたし私は今日迄豫算編成にかゝつてから三十日ばかり碌々睡眠もせず一刻も早く諸君から笑はれのやう職務を全ふしたしこ思ふて今日まで努力し來りし

藤川照太君 諸君に對して毫も隔意あるに非ず今若し紙數何十枚ありても苦しからずこの事なれば徹夜しても印刷さすべきも吏員と雖も疲勞し居る際なれば租界局の分を御覽あるもよし一部二部位は委員も所持し居るを以てお目にかけてもよし而して我々の不誠意なるや否やを知られたし

佐藤惣三郎君 佐藤君の御希望は議案に就て調査が運んで居るなら出来るだけの智識を分て云ふ尤もの要求なるも該書類は大部に涉るものゝ如し改めて將來斯る事あらば豫め印刷して議員にも分つて云ふ注意に留め動議を撤回されたり

佐藤惣三郎君 委員會にて縮密なる調査を行ひ一見して可否を決し得る如き調査が届いて居るを私は思ふ二月末印刷して一部の人には配布ありと聞きし故要求した失言あり議員は場合によりては退席して領事館に押掛け外務省にまで出掛けねばならないにも限らぬこの事なるか我々は社會主義者や彌次馬に非ず且又委員長を不誠意なりと痛罵せられしは遺憾なり取消しを乞ふ（拍手）

佐藤惣三郎君 藤川君の説に賛成なり同時に佐藤君の發言中行政委員長に對しも直ちに拒絶されたるを以て動議を提出し諸君の御賛同を得たる次第なるが只今御注意もあり議事の進行上左様してくれとの御相談を受けると私も迷はざるを得ず他の諸君の御意図を伺ひたし

大澤大之助君 私は森川君の説に賛成なり同時に佐藤君の發言中行政委員長に對し失言あり議員は場合によりては退席して領事館に押掛け外務省にまで出掛けねばならないにも限らぬこの事なるか我々は社會主義者や彌次馬に非ず且又委員長を不誠意なりと痛罵せられしは遺憾なり取消しを乞ふ（拍手）

佐藤惣三郎君 議長私の言は不穩當なりしや

小林議長 動議は撤回さるゝや

藤田語郎君 採決しては如何

佐藤惣三郎君 謹んで撤回致します

小林議長 日程に返ります昨日既に大部分の質問もありたれは他に異議ありとも思はれず第二讀會に入りては如何（異議なし）

大澤大之助君 然らば二讀會に入るべし

大澤大之助君 軍人軍屬の家族は無料なるや日本人は五弗に減じては如何然して民

團より多少補助して實費としたし

原田委員 軍人軍属の家族は實費あるは軍隊から借入るゝ時の條件にして然らざれば借入れられるなり尙屍体一個に付十弗は低廉なり本願寺財團は八弗にて引受くるものにして二弗が民團の收入とし修繕其他の維持費に宛つるものなり

小林議長 遂條審議すべし

第一條に異議なきや（異議なし）

小林議長 第二條は如何

冲田介次郎君 只今本願寺財團か勉強して八弗にて引受くとの御説明なりしが間違ひなきも私は軍隊に薪を納めるので其方にも緣故あり實情を知れるが夫れ程にからぬ筈な。現に彼の穩定の殆ど十年間從事し居れる支那人は普通にやりて五弗位にて済むと云ひ居れり八弗は不勉強なり五弗にて充分ならん本願寺も死人より利益を取らすともよかるべし一弗位は修繕料として六弗にて可なるべし外國人の三十弗は酷ならん水害義助金にて作成するものに付其意味にて低減するがよからん

原田委員 冲田君の説は焼く薪代だけの計算なり私共の計算の基礎は薪のみでなく

設備費維持費を含まれ居るなり而も從來の支那人は事實か否か屍体に向ひ不親切な

事ありと聞くにより改造と共に内部の整ひたる機關を置きたし責任あるものとして日本人を番頭に置きし棺中の品に手をかくるとの噂も耳にする所なるに付斯る

事のなきやう致したく六弗乃至十弗など少額の料金を取り失態を顧みざる様にては

甚だ遺憾なり或は本願寺財團に書記を置き完全なる書類を置くやうにしたしと思へり他との比較に就て研究したるがこれが一番低廉なり

小林議長 修正案二つあり大澤案の日本人五弗に賛成者ありや（無し）

小林議長 冲田君の修正案に賛成者ありや（無し）

小林議長 二つとも賛成者少數にて否決と認めます

小林議長 第三條乃至第九條如何（異議なし）

小林議長 御異議なければ引續き三讀會に入ります

小林議長 全部を通じて御異議ありませんか（無し）

小林議長 異議なきと認め本案は可決確定と致します

藤田語郎君 私は昨夜水害の殘餘金處分問題の質問を時間切迫のため禁止されたり質問演説を禁止されるは民會開設以來私が嘴矢と思ひ非常の名譽をしまして賛成は豫算案問題に關聯し少しく行政委員の権限につき申上したし明治四十年四月外務省令第二號居留民團施行規則第四十一條中行政委員會の所理事務として「收入支出を命令し及び會計を監督すること」といふござります例へば大正八年の豫算を民會にて議決せば之が適用を一任するものであるが豫算に於て不足の際は豫備費を領事の監督の下に許可を得て支出し夫れにても不足なれば新に民會を開きて追加豫算を提出すべきものにして一厘一毛と雖も私に出来ぬものである昨夜水害寄附金の用途は寄附者の意志に基き領事の内意がありしその事なるも夫れは不可なりと信ず

恐れ多くも高等學校増設の教育費問題につき陛下より巨額の御下賜金あり文部省は之を以て増設の資にあて豫算を編成して貴族院に廻付したるに之にさへ條件をつけ可決せんとする有様なり此の如く其目的を指定されても民會に豫算を提出して使途の目的を明かにせざるべからず次に鈴木委員長は若しも民會にかけ異議ある様には迷惑なりと述べられたるが夫れは成程迷惑ならん併し乍ら民會開設以來十二年未だ一回も提案を否決せる事なし貴族院が御下賜金を基礎とする豫算案にさへ希望

条件を附したる如く民會を尊重し民間に引繼かれたる上適宜の使途に充てられたきものなりき水害義助金二萬餘圓中には御下賜金も含まれありして思ふ勿體なくもこれを如何にせばよきかは考へられしならん御下賜金なるにより小學校に紀念講堂でも建築し少年國民教育に資したしと思ふ若し夫れが出来ざれば陛下御即位紀念天津神社を建設せんこの議大正二年よりありき御即位紀念として公會堂を作らんとの說もありたれど結局天津神社建設に定りたるが未だ着手するに至らず私は斯る方面に義助金を支出したかり會計法を無視し民會の決議を經ずして支出したるは是か非か私は諸君の御判断に任せます行政委員會の御盡力には敬意を拂ふものなるが併しこれが處分法には二つあり即ち決行した後の報告を出すこと或は違法の所爲として決議するかであるか私は過去を責むるの意思でなく將來其權限を了解し豫算を使ひ盡し豫備費をも支出したら一錢一厘と雖も民會の力を藉らざれば勝手に出來ぬ事御諒知ありたし

（25）

（26）

（27）

（28）

小林議長 只今の御説は希望なりと思ふにより行政委員に傳ふべし

藤田語郎君 夫れにて結構なり

（◎日程第二、下水道條例案

小林議長 次きは下水道條例案に入ります

鈴木委員長 本案提出の理由を簡単に述べべし下水道建設は既に六七年前の民會にて建議案通過したるも夫れに伴ふ財源の具体的建議なかりしめ實行せんとしても

民團の支出多端のため完全の工事を完成する事出来ざりき然るに一昨年水害の際各種團体より補助を受け道路の復舊工事をして無駄に埋めるは遺憾なりとして橋立街の下水工事をなし本年度は旭街から南方即ち海光寺の方に二線ばかりやる事になつて居る壽街は昨年完成せり先年の建議案を昨年から漸く幾らかづゝ實行し居る譯なり雨水ばかりを排出せず汚水を之に交へて流せば頗る便利ならんとの事より一面之を完成するにつき餘程金がかかるあとに料金を安く徴収し幾分の財源を補ふ事として完成したしその事にて取締役の如きものを提議する事とせり兎に角下水管が出来たら苦労に水を汲まする必要もなくなるにより早く出来たる分より料金を徴する計畫なり

佐藤惣三郎君 著し此下水道案が通過せる場合の財源は何處よりするや

鈴木委員長 本年度に國庫補助を受けた金は堤防を築き水を排泄するに導水管が入る事にて残りが現在の豫算にて二十五万圓位かかると思ふ故に急速にやるなら

(30) (29)

團債による外なく團債を募るこすれば各自より償却する外なし
佐藤惣三郎君 今年やるだけの金はありや

鈴木委員長 旭街迄はあり

佐藤惣三郎君 橋立街に於ける工事にてご経験の事と思ふがあれにて排水は充分なりや昨年貝塚技師の説明と違はずや

三條技手 橋立街と壽街を本年度に工事した結果は本年度の雨期に工事中でありますから充分排水されざりしも現在は良結果を示しつゝあり今後布設すべき宮島、

松島の兩街暗渠工事は來年度に於て同計畫を以て施工し構造は同じきも下水の處分

方法としては海光寺の運河に排水する計畫なり

櫻井直治君 汚水疏通の暗渠は單獨なりや否や

三條技手 單獨なり

櫻井直治君 雨水は別なるや

三條技手 別にあらず

櫻井直治君 然らば雨水汚水共に單獨の暗渠に依て排水するものなるや

三條技手 然り混合排水なり

下水道は衛生工學の一にて開渠にする不純物を發散するを以て衛生上良しからず且つ吾が租界全般の地勢より考究すれば其水路斷面は擴大にせざる可からず特に道路狹く人家稠密なる吾が租界に於ては一道路に雨水と汚水とを流すべき爲めに暗渠

設計は最初は別にし後には全然一なりとの説明なるが抑々下水道の開渠は暗渠より安價ならん土地により暗渠開渠の必要は定めらる天津には雨水は或時期に限り多大にして其他は僅かの下水道にて済むと思ふ故に一部を此雨水の下水にし或一部を汚水用として如何

三條技手 下水道は衛生工學の一にて開渠にする不純物を發散し又一道路に二線を設くるにより地積を狭め

櫻井直治君 然らば全部開渠させば如何

富成委員 質問者も答辯者も問題を誤解し居れりこれは已に出來て居るものと料金を徴するや否やの問題なり未成の分なら豫算の方にて質問されたし

櫻井直治君 私設下水道の定義は如何家中より道路の眞中の下水までなりや

大澤大之助君 第二條にあります即ち自分の汚水の溜揚所から幹線に導くまでなり

藤田語郎君 汚水の只今の流し水を大小便も一同にならざるや

原田委員 只今齊間は第八條にあります夫れは不可なり

沖田介次郎君 第十四條の使用料金一千ガロン三十錢は上水道と同じ若し自家用の

(32) (31)

水道無き時は即ち一荷づゝ購入家はメートルにて計るや如何
原田委員 其考へもありたり全体の運用は行政委員會に於て適宜採量し徵收すべし

森川照太君 十一條の義務あるものとは何なりや

原田委員 在さては其間に公協なければ現に使用せるものを指すものなるが成るべく持主に致したいと交渉中なり

森川照太君 然らば家主と借主と妥協せしむるものなるや

鈴木委員 倘旋の勞はざる希望なり

森川照太君 義務者の意義條文の上にては判然せず家主と借主と孰れを指すや

鈴木委員 原則として土地建物の所有者管理者を指すも建物會社の如き多數のものを一度にやるといふ事の出来ぬ事情ある場合借主と家主妥協する事あるも知れず

森川照太君 下水の如きものにて料金を徵するは間違ひなり大小便と別にして汚水丈にては其料金高價なり則ち一方に於て設備しながら使用を制限する如き案といふべし

鈴木委員 急げば團債を募集せねばならぬ故姑息手段を取れり

西本委員 元來此下水道は一年や二年にて出來るものに非ず故に出來た方の人は早く利益を受け出来ぬ方の人は利益を享受せぬ理窟となり釣銭を缺くにより公平を保つ上に於ても既成の分より料金徵收し未成の分の財源に宛つるは適當の施設なりときに失せずこれより少量の家は専用價につくべし

小林議長 質問も盡きたりと思ふこれより二讀會に入り逐條審議すべし

小林議長 第一條に就て異議ありや（無し）

小林議長 第二條は如何（無し）

小林議長 第三條は如何

小林議長 私設下水道は希望を有せざるものは造らずとも可なりや

瀬底正敏君 然り

原田委員 然らば使用するものさせぬものと出來奇異の現象を呈せずや

原田委員 然り止むを得ざるなり

原田委員 何年位にて完成すべきや

夫れは不明なり

原田委員 然らば領事館に申請して有効なるやう出來ずや

原田委員 交渉するつもりにて準備も出來居れり

森川照太君 通過せば交渉すべき考なりや

原田委員 然り

(34) 沖田介次郎君 私設下水道は租界局にて定めたる設計にて個人にやりてもよきや千葉潟に對しては夫れを許されざる由に開きたるを以て特に質問す富成委員 如斯事なき筈なり吾妻街に支線を引きてくれとの事なるも夫れは出來ぬと言ひし事あり

沖田介次郎君 請負者は高き事を云ふにより因り居る有様なるが六寸か七寸の上管でやる事は出來ずや

富成委員 出來ぬ事はなし

小林議長 第四條に就て異議なきや（無し）

小林議長 第五條如何

森川照太君 原田委員の答辯によれば館令を出して貰ふやうの御答へなりしが鈴木委員長の答辯にては妥協による如かりし館令が出来れば借家人が作らねばならぬやうになるや又は建物會社ご内談が出來居れりや

原田委員 未だ交渉せず

森川照太君 委員長は妥協の如き答辯にして原田委員は館令を出して貰ふとの答辯にて其間多少相違あるは如何

原田委員 強制の項は館令を出して貰ひ一面土地建物使用者に幹線の利用を交渉する準備に出來て居るなり

森川照太君 強制する命令は民團にて出來ぬから實行困難に非ずや

原田委員 第六條の義務あるものとすの運用を巧妙にするには館令を出さねば運用つかず

森川照太君 然らば民團にて出されないものを出す譯にあらずや

原田委員 民團の條例としては稍遺憾なるも法文の連絡上斯くせり

小林議長 第七條に就て異議ありや

藤田語郎君 材料まで制限されたるが地下は何尺にても可なりや

原田委員 第九條により技師を派遣する事となり居れり

小林議長 第九條如何

櫻井直治君 施行法は出來て居るやこれから作るものにや

原田委員 其細則はなきや

小林議長 常識にて判るべし

第十條に就て異議なきや（無し）

小林議長 第十一條如何（異議なし）

小林議長 第十二條如何（異議なし）

小林議長 第十三條如何（異議なし）

小林議長 第十四條如何

冲田介次郎君 大正何年なりしか満鐵から特に加藤技師を聘したる際三十万圓かるこの設計なりしか下水道は公會堂より急を要すと叫びし位にて實に急務なれば一

(35) 沖田介次郎君 圓の料金は二圓抑ひても急ぐ必要あり工事費を安く出来るやうにして貰ひ成るべく早く完成するやうに願ひたし

藤田語郎君 加藤技師の設計汚水のみならず大小便をも含むものなりしを以て賛成したるも半分しか出來ぬ現状にては私は反対なり

藤田語郎君 白河に近き所は下水道に流す必要なきやうなり如何

原田委員 隨意なり

八阪傳三郎君 料金の定の方不完全なり英租界にては家賃に對し下水道を使用せぬ所は三バーセント使用する所は五バーセントなり家賃率によるとか何とか明瞭にして如何

瀬底正敏君 家賃は場所により高低あり私共旭街に住む者は高き家賃を拂ふにより料金を高く取らるゝは不公平なり原案通り可決を望む

原田委員 原案賛成なり

瀬底正敏君 賛成なり

原田委員 第十五條に就て異議なきや（無し）

小林議長 第十六條如何（異議なし）

小林議長 第十七條如何（異議なし）

小林議長 第十八條如何（異議なし）

鈴木委員長 第一條本則であるを「本條例」第十七條供すはあるは「供するは」と其下を「本條例」と各訂正願ひたし

小林議長 異議なきにより三讀會省署可決確定す

小林議長 これにて第二讀會を終れり一括して讀會省署可決したし御異議なきや（異議なし）

鈴木委員長 第一條本則であるを「本條例」第十七條供すはあるは「供するは」と其下を「本條例」と各訂正願ひたし

小林議長 異議なきにより三讀會省署可決確定す

小林議長 本案によれば館令或は警察令を必要とするやも知れず此儘通過して面白からざるにより館令又は警察令を要する点に就て議長より議場に詰り決議して貰ひたし

森川照太君 領事館に申請して本省に請求する必要上決議あるを可させば満場一致決議したし

小林議長 森川君に起草を託すべし

森川通君 行政委員から出しては如何

原田委員 成案あるも理事長病氣のため携帶せず明日にされたし

藤田語郎君 條令を作る前に館令發布を乞ふの決議したる事なし必要の際にしては如何

鈴木總領事代理 全く無念にて打合せをなさざりしため氣付かざりき只今お話しを伺ひて了解せり強て決議せずとも議事録に私共の意のある所を残して貰へば満足な

| | |
|--|--|
| <p>(38)</p> <p>小林議長　日程第三、天津共立學校補助増額の件</p> <p>鈴木委員長　此豫算は來年度販賣につき要求の儘計上せるものにて追々財源の餘裕つかば増加せんも本年は此丈しか餘裕つかず一讀會二讀會三讀會省界可決されたし</p> <p>沖田介次郎君　反対にはあらざるも如何にして教育しつゝあるか月謝は如何にして取るか生徒は日本租界のみに住めるや僅か十錢の月謝にて他租界からも来る生徒ありと聞く他租界から来るにも拘はらず補助せねばならぬか租界局は何の点まで監督せりや伺ひたし</p> <p>原田委員　監督權なきにより監督はせず</p> <p>大澤大之助君　只今監督權なきその事なるが幼稚園の件につき一昨年質問の際議長は監督權を保留せりと答へられたり矛盾せずや</p> <p>原田委員　監督でなく注意はせり監督は法文によりてするを得ず</p> <p>大澤大之助君　其点は了解せり先年鈴木議長の明言と一致せざるは如何</p> <p>鈴木委員長　私は前の民會なりしそ思ふ確かに監督すると申せり官廳の監督の意味に非ざるも民團經費から支出されて居るから有効に使はれて居るか否かを監督し報告せしめて居る</p> <p>大澤大之助君　原田委員は監督せぬと答へたり然らば補助を與へ有効に使用され居るや否や御監督を願ひたし</p> | <p>(37)</p> <p>小林議長　日程第三に入ります例に依り議案及び理由書の朗讀を宣誓します</p> <p>鈴木委員長　此豫算は來年度販賣につき要求の儘計上せるものにて追々財源の餘裕つかば増加せんも本年は此丈しか餘裕つかず一讀會二讀會三讀會省界可決されたし</p> <p>沖田介次郎君　反対にはあらざるも如何にして教育しつゝあるか月謝は如何にして取るか生徒は日本租界のみに住めるや僅か十錢の月謝にて他租界からも来る生徒ありと聞く他租界から来るにも拘はらず補助せねばならぬか租界局は何の点まで監督せりや伺ひたし</p> <p>原田委員　監督權なきにより監督はせず</p> <p>大澤大之助君　只今監督權なきその事なるが幼稚園の件につき一昨年質問の際議長は監督權を保留せりと答へられたり矛盾せずや</p> <p>原田委員　監督でなく注意はせり監督は法文によりてするを得ず</p> <p>大澤大之助君　其点は了解せり先年鈴木議長の明言と一致せざるは如何</p> <p>鈴木委員長　私は前の民會なりしそ思ふ確かに監督すると申せり官廳の監督の意味に非ざるも民團經費から支出されて居るから有効に使はれて居るか否かを監督し報告せしめて居る</p> <p>大澤大之助君　原田委員は監督せぬと答へたり然らば補助を與へ有効に使用され居るや否や御監督を願ひたし</p> |
|--|--|

| |
|---|
| <p>(40)</p> <p>第一、大正七年度居留民團歲入出豫算更正案</p> <p>第二、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出豫算案</p> <p>第三、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案</p> <p>第四、大正八年度居留民團歲入出豫算案</p> <p>第五、電燈營業契約更新願出に關する決議案</p> <p>第六、行政委員并豫備行政委員選舉</p> <p>第七、民團出納檢查委員選舉</p> <p>小林議長　日程第一に入るべし委員長の説明を乞ふ</p> <p>◎日程第一、大正七年度居留民團歲入出豫算更正案</p> <p>鈴木委員長　本案は七年度民團豫算の更正案にして結果より言へば諸君の協賛を得たる豫算中歲入經常部には幾更無く臨時部に於て協賛を得たる總額は二十二萬六千六百五十三弗なるも此項目に掲げたる通り臨時豫算外支出の必生要じたるため前年度の剩餘金豫算には一萬弗なりしも決算の結果七千七百七十四弗二十仙の剩餘を生じたるにより豫算外支出に充つるため本案を提出せる所以にして其必要なものは歲出に於て逐條説明すべし</p> <p>遠山猛雄君　経常部教育費手當の項摘要に校長一、訓導六、月手當及年末慰勞金を増す事約八百五十弗を計上せるが之れは年々給與する者なるや此年に限れる者なりや</p> <p>鈴木委員長　之れは年々豫算に計上し俸給手當の約一ヶ月を給與する事になり居るも個々の成績による事なれば豫算に計上し難きためにして何故更正して追加豫算とするかと云へば田川、津村兩教員が歸國せるため其旅費を給したると二名の新教員採用に付き旅費手當支度料を給したるが之等は豫算にかかりしと第四款水道費の多大なる支出ありしため豫備金にて所辨する事出來ず止むを得ず前年度決算より生じし剩餘金にて支出したり</p> <p>石川通君　豫算案手當の項に校長一名訓導一名より之れを抵觸せずや</p> <p>鈴木委員長　聘する必要あり其旅費なり</p> <p>瀬底正敏君　第八項旅費四百七十三圓九十二錢は何名に對するものなりや</p> <p>鈴木委員長　既に歸國せる者二名今回歸國する者一名なり</p> <p>瀬底正敏君　大正六年度は夏期講習のため歸國にして實費のみを給したるが昨年は二教員入替りたるため夫人ある人には其旅費迄給したるめ豫算にては不足せり</p> <p>小林議長　他に質問なきや無ければ朗讀會省界可決したし（異議なし）</p> <p>小林議長　異議なければ可決確定を致します</p> <p>◎日程第二、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出豫算案</p> <p>鈴木委員長　之は大正八年十一月に臨時民會を開き各位の協賛を受けたる天津神社の建設に關する案の續きなり當時條例を設けて大和公團内に建設する場合によつ</p> |
|---|

(46)

(45)

同化するに穢ならず租界設定の必要ながるべし日本租界に生る子供も同化方法をさる必要あり彼のボロン／＼と鳴らして晝夜の別なく日本租界か否か判然せぬ如く行商に日本の子供も支那の子供化され甚しきは小學校生徒にして行商を振り陥を分捕りたるものを見受けたるなど誠に小さき事の如くなるも未だ大なる問題となるにようりボロン／＼等行商の五百二十弗位は將來日本人的支那人を教育する必＼＼あるにより僅かの税金に眼を晦されず神戸館に於ける一夕の招宴のみにて日支親善が出来るものにも非されば小さき事より注意してやられたし

石川通君 條例四條を適用し免除されたる以外に六百圓を課せらるべし

鈴木委員長 研究して見るべし

小林議長

第二款雜種課金に異議なきや

清水章三郎君（代理佐藤政作君）天津の湯屋の穢き事は問題に成らずこれは經濟上の關係にて掃除行届かざるかども思ふ湯屋の如きは公衆衛生にも關係あれは水代を下げ餘裕を與へ取締りを少し嚴重にして貰ひたし只巡察にて検査さるゝ如きも使用人の少なきさ其他の原因にて行届かぬ様なり水代を下げて行届くやうにせられたし

鈴木委員長 湯屋よりは何の願出もなきにより警察官憲に取締を乞ひ其結果水代を下げる貰ひたいとの請願あらば考慮すべし湯屋の水道料全は他の需要者より廉くしてあり

樺村又吉君（代理河野信夫君）夫れは巡察の取締るべき範圍なり議長は議事の進行を謀られたし

小林議長 承知したり

瀬底正敏君 第二款十二項常設興行四等二名月四十弗五ヶ月分をあり如何なる理由なりや

黒澤理事 これは元の天仙茶園を改築したる大新舞臺と稱する常設館なるも春夏秋冬開演せず一年中前後約五六ヶ月間位にて閉鎖せり

藤田語郎君 第十三項檢審税は昨年は五百四十圓なりしも本年は六百圓なり如何

鈴木委員長 檢審も盛況の様なり民間財政困難につき條例の範圍だけを賦課するこそしだり

藤田語郎君 條例は五十圓なりや

鈴木委員長 然り

小林議長 異議なれば三款に移るべし

佐藤惣三郎君 第五項市場貸下料につき市場を擴張し租界内に行商を許さず市場の繁榮策を講じては如何

鈴木委員長 市場は一言にして評すれば設置當時の行政委員の見込達ひにして失敗に終りたるものなり當時市場を盛ならしむる爲め民會より領事館に乞ひて支那人行商を禁止し一方佛蘭西租界まで買ひに行かの様便利のためにしたる所日本人の家庭にては其大多數が女中が無いため市場迄買ひ物に行けぬから不便なりとか其他生活

(48)

(47)

上の實際より起る苦情多くして更に行商の許可を領事館に願ひたる所一年経過せぬうちに解禁の命令を出すは威信に関する事にて許して貰ふ事となり漸く不平を緩和したる歴史あり日本租界の家庭中上流の人は佛蘭西租界通行かねば上流を有き氣持せぬと見へ中流以下は女中なきため行商の品物を貰ふ方が便利なり云ふ有様にて日下は棟削長屋の如くして繼續し居れり尙研究はして見るべし

佐藤惣三郎君 若し御説の如しければ彼の権要の場所に市場を置く事を取止めたし鈴木委員長 概に彼の建物も古びたれば何か有益に利用したと考案申なり

鈴木委員長 共の意味を明瞭にされたし團体の如きものには公其的の意味にて低廉に使用せしめ使用範囲を廣からしめたし

鈴木委員長

然り

鈴木委員長 成るべく廣義に解釋し公會堂を利用する方針なり爲に基督の説教にも

鈴木委員長 浪花節にも貸したり政談演説は言論練習と云ふ種類にも喜んで實費にて貸與すべし風俗に關する如き當局官憲の許可せざる分は此限りに非ず

樺村又吉君（代理河野信夫君）會合の性質を認めて貸すものなりや

鈴木委員長 然り

品川清一郎君 第三款に異議なれば四款に移るべし

品川清一郎君 自用人力車甲號年九弗であるは日本租界だけなるや

黒澤理事 支那町及特別管理區を除く外全部共通なり

品川清一郎君 何租界通用を明記されたし

黒澤理事 是れは他の外國租界と協商せし際一租界に於て料金を納付せは他租界に徵收せることに取極め從て鑑札面に只今の文字を記入する必要なし

佐藤惣三郎君 近來自転車増加して歩行者は迷惑を感するのみならず危険なり各國

租界共制限は十二哩位なるが日本租界にては制限なきため自分の計る所によれば四

十哩以上のスピードを出し居れり官憲に相談して速やかに速度を限定されたし

石川通君 营業馬車一弗にして自用馬車も月一弗なり人力車と差あるは如何營業

馬車は生活の資料につき至當なるべきか自用の分は必要は必要ならんも同時に裝飾

用なれば十五弗位にしては如何

小林議長 夫れは條例より改正せざるべからず

鈴木委員長 然らば規則の改正を繋む

鈴木委員長 改正案迄作つて豫算を組む時間なし次期の行政委員にして之を認めなば來年より改正するやう議事録に留め置かん

沖田介次郎君 荷車は前民會の際支那町ですら積載量の規定ありとの事にて其時民會の意見として車の幅員を定むる事を決議したるが現状如何

鈴木委員長 館舎發布既に實施されつゝあり

小林議長 他に質問なきや（無し）

小林議長 第五款に移るべし

| | |
|---|---|
| <p>(50)</p> <p>藤田語郎君 水道公团の総會には出席されしや 鈴木委員長 民團より商業會議所書記長武市俊明に開記列居たり 藤田語郎君 會議の都度出席せるや 鈴木委員長 出席せり</p> <p>小林議長 脅問無きやうなり第六款に移るべし 長賀賢君 大和街撒水費として支那土部局より收得する様記載さるゝも大和街には殆ど撒水せず之れは一日何回か撒水する規定なるや 黒澤理事 別に規定なきも夏は午前二回午後二回督勵撒水せしめ居れり 長賀賢君 夏にても二回位撒水せぬようなり冬季中さへ困る場所なれば特に實行を乞ふ</p> <p>黒澤理事 只今始めて其實情を聞知せり將來は注意して規定通り實行せしむべし 長賀賢君 撒水回數を巡捕に報告せしむるや 黒澤理事 報告せしめす 長賀賢君 監督不行届に付充分注意されたし 三條技手 大和街は一日二回撒水する筈なるも自下撒水車二台破損し居るにより撒水せの事もあるべし尙注意致すべし 小林議長 他に異議なきや(無し) 小林議長 臨時部第一款に移るべし</p> | <p>(49)</p> <p>小林議長 第一款異議なきや(無し) 小林議長 第二款異議なきや(無し) 樺村又吉君(代理河野信夫君) 道路修繕法に付當局技師に問ひ度し壽街の修理方法を見たるに僅に一寸ばかりを掘り返しバスを撒き砂をかけるは粗漏ならずや 三條技手 深く堀り起すは却つて爲にならず 樺村又吉君(代理河野信夫君) 常盤街は昨年結水前堀り返す筋をつけたる儘放拋しめるは如何 三條技手 三條技手に防ぐためなり 小林議長 他に異議なれば第三款に移るべし 小林議長 第三款異議なきや(異議なし) 小林議長 第四款異議なきや(異議なし) 小林議長 第五款異議なきや(異議なし) 小林議長 歳出經常部第一款事務所費に就て異議なき 佐藤惣三郎君 第十三項財源及課金法調査費に就て問ひたし今回提案されたる電燈問題調査委員會が愈々設置さるゝ場合に之を嘱託する場合は此項より當然報酬を支拂ふべきが又は他に臨時費より支出するや 鈴木委員長 本項に掲出せるが主として電燈問題に關する費用なり他には殆ど計上</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(52)</p> <p>小林議長 第一款異議なきや(無し) 小林議長 第二款異議なきや(無し) 樺村又吉君(代理河野信夫君) 道路修繕法に付當局技師に問ひ度し壽街の修理方法を見たるに僅に一寸ばかりを掘り返しバスを撒き砂をかけるは粗漏ならずや 三條技手 深く堀り起すは却つて爲にならず 樺村又吉君(代理河野信夫君) 常盤街は昨年結水前堀り返す筋をつけたる儘放拋しめるは如何 三條技手 三條技手に防ぐためなり 小林議長 他に異議なれば第三款に移るべし 小林議長 第三款異議なきや(異議なし) 小林議長 第四款異議なきや(異議なし) 小林議長 第五款異議なきや(異議なし) 小林議長 歳出經常部第一款事務所費に就て異議なき 佐藤惣三郎君 第十三項財源及課金法調査費に就て問ひたし今回提案されたる電燈問題調査委員會が愈々設置さるゝ場合に之を嘱託する場合は此項より當然報酬を支拂ふべきが又は他に臨時費より支出するや 鈴木委員長 本項に掲出せるが主として電燈問題に關する費用なり他には殆ど計上</p> | <p>(51)</p> <p>小林議長 第三款土木費は如何 鈴木委員長 土木費が前年度より六千三百四十二圓九十八錢を増加せるは主として修道費にして一は旭街に試験的にコートルターを敷かんとするためなり 樺村又吉君(代理河野信夫君) 私は橋立街に住する議員により聞きたるが橋立街は水害の際全街の犠牲となり排水の便宜を計れり然るに其後再三街路修築を申請せるも今日迄着手されたる姿なし何時修繕さるべきや 三條技手 昨年下水工事を行ひ其復舊工事は既に竣成したれば通行に差支へなし 樺村又吉君(代理河野信夫君) 通行に差支へなきも附帶設備を乞ふ譯なり 矢野武雄君 撒水は租界全体一日何回なるや</p> <p>三條技手 梶街は一日二回なり 矢野武雄君 一日に四回にされたし 三條技手 必要を認めず自下八臺の撒水車なれば充分の撒水は出來ず最も繁華なる場所を三回乃至四回然らざる所は二回にし居れり 藤田語郎君 撒水回數は昨年と一昨年と相違ありや 三條技手 相違なし 藤田語郎君 然らば昨年原田委員が大街は四回乃至六回小街は二三回位と答辯せる事議事錄に明記しあり之は如何 三條技手 撒水車二台破損し居るため充分に行かざるなり 藤田語郎君 只今の答辯には満足し難し 原田委員 冬期結水間は別なれど酷暑の際は特に増す事とし居れり 藤田語郎君 請負には回數を定めありや 事議事錄に明記しあり之は如何 藤田語郎君 昨年の民會に於て直營にしては如何との意見に對し研究して見んとの事なりしが如何になりしや 瀬底正敏君 第七項電燈費本年度は五百三十六圓三十三錢の減少なるが租界内に家屋增加するにつれ此費用も増すべき筈なるに減少したるは如何</p> |
|---|--|

(54)

(53)

黒澤理事 電球の破損ごプラツチット修繕費を前年度より少額に見積りし結果なり
瀬底正敏君 磁頭費の本年度は計上せられざるは如何

黒澤理事 大正七年度民會にて議院を緊急せしむるため料金を徵收せぬ事に決議された結果なり

大澤大之助君 撒水問題の八釜しきは要するに埃の甚しき爲めならんと思ふ午前七時頃旭街に於ては電車の軌道を掃除するため埃の立つ事一方ならず塵埃は不潔物を含有し傳染病菌を散布する怖れあり衛生上甚た害ありこれは電車公司に交渉して從前通り苦力に掃除させるやうして貰ひたし

鈴木委員長 撒水問題に就て行政委員も大澤君と同感なり就中風の日は此感深きを以て八釜しく監督し居るも理想通りに行かず必ずしも費用を惜しむ爲めの現象にも非ざるを見れば此上如何にせばよきか實際研究問題なり殊に旭街に就ての御意見御同感なり併しこれは本年試みにコールターを敷く事としたれば或は埃の立ち方も減るならんと思ふ東京にては市區改正をなしアスファルト、木煉瓦等敷きたるため埃少なき様なるが當地にても試験の結果果して効果あらば各方面に及ばしなば自然撒水も効あるべくと思ふ現在にては撒水車の見ゆ居る間に乾燥するやら撒き過ぎて草履などで歩けぬなど色々の不都合あり最う少し修道法を研究する必要あり軍車の方は交渉しても六ヶ敷かるべし

原田委員 藤田氏の質問に對し今少し詳細にお答へすべし撒水は村津市之助に請負

はじめ總豫算を十ヶ月（冬期必要なし）に割り使用車數は車七輛に馬七頭にして回數は増減あるも旭街及壽街一日六回福島街、宮島街、松島街、芙蓉街、山口街か一日四回花園街、浪花街、蓬萊街、秋山街は一日に二回にして充分とは云ひ兼ねるも實行し居れり之を進んでタンク装置にする方法もあるも經費増加するため思ふやう持のため收得し居る次第なり

樺村又吉君 （代理河野信夫君）調査費の三倍増加せる理由如何

原田委員 埋立工事進行につれ面積を計り道路を築造する等諸調査費なり

小林議長 異議なければ第四款水道費に移るべし

沖田介次郎君 自家用栓を引くは水道會社に頼まねばならぬ契約となり居るや然らざれば租界にて請負者に作らした方低廉なりと思ふ如何

田中理事 別に契約なし屋内の水道管は各自隨意に布設し差支なきも屋外は水道會社に依頼し布設することとなり居れり夫れは水道幹線等の破損した場合水道會社にて無償にて修繕すべき責任あるか故なり

沖田介次郎君 然らばメートルは如何

(56) (55)

田中理事 自分で買ふて水道會社の検査を受ければ可なり
瀬底正敏君 水道は夏期には臭ひのするこあり租界にて自營の意思なきや内地にては地下水を掘抜き噴出せしむるが新式なりと聞く

鈴木委員長 是は重大にして最も理想的問題なるか先年藤田君が委員となり水道會社と契約期間を延長する時委員間にも支那町から最も大切な飲料水を引くは危険なりとて民間自營説あり近くは駐屯軍にて戦争に鑑み自足自給の目的にて掘抜井戸を計畫せし由なるが費用は一箇所三万圓なりとかにて若し民間にて水道自營の考へあらば軍隊にても其豫算を共同にしてよいこの話もあり總領事とも相談し出來得べくならば實行すべく研究して見んとの考へはありしも任期切迫したれば後任者に引継ぐ考へなり水道會社との契約期間も三四年あれば今より計劃して置けばよかるべし陸軍と合併すればよきも先方は夫れ迄待ってくれるべし當方には契約期間あれば満限の時がよかるべく準備はする考へなり

小林議長 他に異議なき様なり第五款教育費による移べし

遠山猛雄君 鈴木校長の辭任は本人の意志なりや或は行政委員に不滿ありし結果なりや新校長は如何なる筋道にて又如何なる御鑑定にて選ばれしや學歴経験等履歴を開きたし

岡田委員 痘氣にて辭表提出の結果なり校長選任の次第は東京へ赴く際鈴木委員長より此人に逢ふてくれることにて面會したるだけにして仲介者より性行等も聞き辰

遠山猛雄君 諸君唯今私が學務當事者に我等の子弟を託すべき天津に於ける唯一の學校長を定むるに付當該學校教員に計る所ありしやと質問せるに否との答へなりき次に辭職は校長の意志なりや委員間に不滿ありし結果ならずやと問ひしに本人の意志なりこの答へなりき本員は委員の言を信用すべし新しき校長を迎ふるに際し當事者に相談せざりし云ふ事は委員長の所謂和衷共同の實を擧げしものなりや聞くが如くんば先頃深野委員長歸國に際し最上氏後任となり最上氏又去るに及び委員長問題に就て種々の下馬評あり幾多迂餘曲折を經て鈴木氏の就任を見たり斯く一箇の團體の長となるに付ては充分の識見と経歴とを有するなり新校長は果して充分の識見経歴を有せりや何故に之を撰ぶに當り現在の教員の意見を聞かざりしや頗る遺憾なりとせずする事をなすため教員が昇竜となり兒童の品性にも影響を及ぼすを以て注意を望む所なり教員の手當は例年に變りなしとの事なるが金の價格下落の結果は六年度以來の豫算に照すに一年約一千圓の收入減なるがこれに對し行政委員各位は何等應急の處置をさらさりしは事實なり教員側より斯の如き事を申し立てし様子もなけれど會社銀行等にては支配人に迫り適當の處置をとる所にして其實例は各位の充分見聞承知せらる所なり切詰めたる豫算にては夫れも困難なりとは思ふも少しは

日本の有識者が持つ教師に対する希望を了解あらば緩急の手段を講ぜらるべき等

りしに之れなりしは遺憾なり鈴木校長の俸給は五十圓なり銀の一年間平均相場は六に付三十弗にしか當らず四十圓の人は二十五弗支度を勘定にて約半額の減俸は實に氣の毒なり教育費は大正六年度には一千何弗餘り然かも何等之を利用せられざりしなり校長撰任に關する態度及び俸給の自然減收に對する態度は和衷協同の精神に違はずや吾々の最後の目的は幸福を得る事なり自治團の組織をなし協議するは施設の宜しき諸君に依頼するためなり本員は斯く精神的方面の開拓され居るを以て一言する所以なれば誤解なからん事乞ふ則新校長を撰任するに教員の意見を徵せざり事を遺憾に思ふことは三、四年間に生じたる五千餘弗の不足に對して速急に應急の策をとられん事を切に祈るものなり（拍手）

岡田委員 校長採用に方り我々の處置悪かつたとの事なるが教員を採用する際は勿論校長に相談するも校長を採用するに教員意旨を問はざるべからずとは考へ居さりし結果にして惡意ありしに非ず

遠山猛雄君 慎意ありし故と云ふに非ず誤解なきを望む

森川照太君 遠山君は校長の資格と學歴を問はれしも委員の答辯なし尙後任校長は最早變更する事出來ざるものなりや

岡田委員 履歴書は租界局にあり簡単に記載せる儘を述べんに師範學校卒業後教員となり實地経験を積み日本大學の高等師範部を良成績にて卒業中等教員免狀を有せ

遠山猛雄君 鈴木委員長に伺ひたし金銀の相場の差額より生じたる損害に對し應急策を議せらるゝ意志なきや

鈴木委員長 新に財源を起さざれば充分なる事は出来まじも昨晩協賛を得たる雜種課金と他に二つの改正案あり雜種課金にて二千八百弗を生み出せるか豫備金原案に二千三百二十四弗七十錢もあり之を加へて約五千弗になるにより額を變更せずとも豫備費を以て出來得べくんば昨年改正の俸給條例を適用せば餘程緩和さるべし遠山君の意見に一名の反対者もなかりし様なれば昨夜通過せる火葬場案雜種課金等を整理し緩和法を講じ第三讀會に提出すべし

小林議長 時間切迫せり本日は之にて散會尙ほ明日は午後二時より開會すべし（時

に十一時五十分）

（57）

（58）

第五回

三月二十二日 会場 公會堂

議事日程

第一、大正八年度居留民團歲入出總豫算案（第二讀會續き）

第二、居留民團法施行に關する領事館令第一條中改正建議案（提出者藤田語郎君）

第三、居留民團法施行に關する外務省令及領事館令改正建議案（提出者森川照太君）

第四、居留民團法施行規則第十九條中改正建議案（提出者森川照太君）

第五、居留民團法施行に關する領事館令第七條中改正建議案（提出者藤田語郎君）

第六、電燈營業契約更新願出に關する決議案（提出者森川照太君）

第七、電燈事業を民間直營と爲すの建議案（提出者森川照太君）

第八、行政委員並豫備行政委員選舉

第九、民團出納檢查委員選舉

午後二時半振鈴

開會

第四日目通常民會を開會致すべし先づ日程を朗讀せん

（田中書記長日程讀）

第一、大正八年度居留民團歲入出總豫算案（第二讀會續）

第二、電燈營業契約更新願出に關する決議案

第三、行政委員並豫備行政委員選舉

第四、民團出納檢查委員選舉

第五、居留民團歲入出總豫算案（第二讀會續）

第六、電燈營業契約更新願出に關する決議案

第七、電燈事業を民間直營と爲すの建議案（提出者森川照太君）

第八、行政委員並豫備行政委員選舉

第九、民團出納檢查委員選舉

告申し上げます

鈴木委員長 昨夜八年度總豫算案歲出經常部五款教育費第二讀會審議中遠山議員よ

り學校職員優遇に就て動議あり一人の異論者なく拍手喝采を以て迎へられたるによ

り全員御同意の事と認め御希望の旨を行政委員に説り協議の結果豫算を變更する事

は至難につき新に選舉るべき行政委員諸君に引繼ぎ豫算にて不足の際は豫備費よ

り支出する事とし本豫算は此値協賛を得たしと云ふ事に一致したることを爰に御報

告申し上げます

鈴木委員長 第五款教育費十一項新聞雜誌と云ふ費用あり事務所費中には計上され

ざるやうなるが事務所に新聞雜誌を購讀せざるや

鈴木委員長 購讀し雜費にて支辨し居れり

小林議長 他に異議なきやうなり第六款に移るべし

小林議長 第六款衛生費に異議なきや（異議なし）

小林議長 然らば第七款に移るべし

鈴木委員長 衛生費中昨晩協賛を得たる火葬場條例適用より起る使用料を見込み計

上しあるにより第三讀會確定後全部整理致すべきが此處には衛生費中火葬場使用料

の追入るべきものなる事だけを申上げ置くべし

異議なきやうなり第八款に移るべし

(62)

(61)

鈴木委員長 本款は居留地の發展に伴ひ警備區域擴大し巡捕增加の必要を警察より要求されたれば調査の結果増員の必要は認めたるも豫算の調節上要求通りにはし難きも本年度より十三名を増員し其内二名は請願につき民間經濟には關係なく結局十一名が民間費による増員なり又從來一人平均給料九弗五十仙なりを五十仙を増額し十弗ニセリ

佐藤惣三郎君 巡捕の配置は如何になり居れるや松島街には夜間巡捕は居ないやうなり本員の住宅附近には阿片吸い者モト注入所賭博所等多し或夜の如き喧嘩を始め本員の邸宅の門を破壊したれば夜中起出して巡捕を呼びに行きしも不在なり午前二時より六時までは旭街を除く外租界全体に巡捕の影を認めざる如し此間は最警戒を要する時期なるに現状の如くば立番の必要なきに非ずや其他米兵事件の如き僅かの手落ちか重大事件となる事あり幸ひ警察署長も議員席に着席され居るにより配置方法の説明を求め必要なりさせば青年の品性を矯正する禁止的税金を設けても増額して可ならん

鈴木委員長 監督官廳に相談して署長の説明を請はん

鈴井總領事代理 御尤もの説なり署長をして答辨せしむべし

佐藤惣三郎君 忌彈なく御辨明を乞ふ然らば何等か方法を講じ得らるべし

金子警察署長 只今御質問につき答辨すべし巡捕は現在九十八名なり此内二名は

大新舞臺の請願なれば實際は九十六名なり現在各所に立番せしむるは二十六箇所な

るが此内芙蓉街より西に向ひ昨年來家屋の新築多く警備手薄なり南は秋山街に一箇所青年會前に一箇所北に向ひ福島街角に一箇所なるが九十六名全部揃へばよきも事故若しくは病氣缺勤等のため毎日不足を生じじつゝあり餘裕あらば佐藤議員住宅附近にも立番せしむる事あるも人員不足の際は必要程度薄き分を履き居れるが先刻の御説の如きは右の如き場合又は何か他に事故あり偶々巡捕が其場に在らざりし時見られたるものなるべし増員の要求をなせるは元來二十名なり其根底は近く自効唧筒出来するにより英佛租界に習ひ消防を獨立せしめんため八名を消防専門として要求し芙蓉街以西に四箇所を三名とし甲乙丙三時間の立番四時間の休憩につき一箇所三名宛四箇所見張所を増設して十二名都合二十名を要求せる次第なるが豫算の都合により十一名増員する事となり故に之を承認されたる上は消防を五名とし六名を二分し二箇所に見張所を増置すべきが芙蓉街以西の最も必要な所に配置する考へなり其他二十箇所の立番以外巡捕には階級別巡捕長副巡捕衛生監督刑事巡捕等警察運用上種々に使用し居れり尤も此巡捕が夜中故なくて見張所に不在なる事あるは本職も認める所にして餘りに寒氣激しき際など附近の小舎に入り監督者の目を盗みて職務を怠慢にする事などある様なれば斯る時は發見の都度嚴重に處分し居れるが彼等の素質を考ふる時は内地の如く完全には出來難き点もあり採用の程度は身長五尺七寸以上普通文の出来るもの且つ保証人ある者とし一日か二日の教育にて直ちに勤務せしむる仕末につき其素質より替へざれば満足の結果は得難し唯能

(64)

(63)

ふ限り努力して警察の本旨を徹底せしむるやうなし居れるが諸君に於ても日常外出の際御氣付の点は書面なり或は其他の方法なりとも御申出下さらば稍完全に近きものとなるやも知れず此点は一般居留民諸君に切望する所なり尙又昨夜佐藤議員より質問のボランノが八ヶ間敷いとの御説は我々より見れば賭博類似につき處罰令にて處分し尙不都合の際支那官憲に引渡し居れるも目的届かぬ時もある故御發見次第巡捕に御引渡し或は御通知を乞ひ度し

佐藤議員 十一名にて兎に角間に合ふべきや又浪花街の次に旭街にも巡捕の見張あり其他郵便局の角及び其次の角にもありと思ふ寧ろ最う一つ向ふの春星里の端に配置せば佛租界より来るものを押するに便宜ならん青年會横に立たするは夏期は大羅天の所に立たせるとするも一名にてはやり切れず大羅天は交通の便宜なご無視し居れば一方租界の繁榮かも知れざる時は排日運動等にも貸す事あり過般の排日運動の如きも彼處にて計劃されしやも知れず加之多數の馬車等集るため夏は馬糞多く西瓜の皮を山積し其だ不体裁なり彼處に二人位立たせる方法なきや然らば十一人にて間に合ふや一つは松島街より今一つ向ふに立たするが便利ならずや

佐藤議員 十一名にて兎に角間に合ふべきや又浪花街の次に旭街にも巡捕の見張あり其他郵便局の角及び其次の角にもありと思ふ寧ろ最う一つ向ふの春星里の端に配置せば佛租界より来るものを押するに便宜ならん青年會横に立たするは夏期は大羅天の所に立たせるとするも一名にてはやり切れず大羅天は交通の便宜なご無視し居れば一方租界の繁榮かも知れざる時は排日運動等にも貸す事あり過般の排日運動の如きも彼處にて計劃されしやも知れず加之多數の馬車等集るため夏は馬糞多く西瓜の皮を山積し其だ不体裁なり彼處に二人位立たせる方法なきや然らば十一人にて間に合ふや一つは松島街より今一つ向ふに立たするが便利ならずや

佐藤議員 最善を盡し御希望に添ひたして思ふ慾を云へは四ヶ所に増員したきも豫算の都合なれば之にて間に合はすべし

小林議長 別に質問なきやうなり第九款に移るべし

小林議長 本良は圖書館につき質問したし經費及びこと離るべからざる民衆教育問題

題につき質問したきも前提が或は意見がましくなるやも知れず差支なきや

小林議長 差支へなし

長賀貢君 夫れにつき委員長に質問したし草稿あれば朗讀すべし

長賀貢君 本豫算案によりますと本年度の圖書館の經費は備品費に「百三十元」を増し新に修繕費として「百十八元五十仙」を設けられたる外一厘一毛の増加なく肝心の圖書費の如きは依然昨年と同じく僅に三百元であります斯の如く年々歳々同一の經費を以てしては日進月歩の世界の大勢に應する様に假令一部の施設にしろそれが満足に出来るでしようか圖書館は要するに民衆教育機關の一つであります教育事業の我民團自治行政中の重要項目であることは居留民團法第十七條第九項に明示せられて居るのであります然るに本豫算を見ますに小學教育及幼稚園并に共立學校の補助等は租界當局者に於て大分力をお注ぎの様に察せられますが我々の社會的生活に尤も重大なる關係を有する民衆教育に就ては在來の圖書館にはんの些細なる改良を加へられんとする外何等御注意をお拂にならんとする形跡を認めぬのであります恐らく賛明なる點に於て名聲甚たる鈴木行政委員長及他の行政委員諸君に於て民衆教育なる者が我々の社會生活上如何に必要であるかは詳に業に百も御承知してあらう信じます然しながら明治四十一年我民團法の執行せられてより今日に至るまで圖書館以外に民衆教育に就て何等の施設の行はれなかつたと云ふ事實は過去及現在の行政委員に於て幾分不行届があつたと云ふ政治道德上の責任をお逃れになることは出

| | |
|--|---|
| <p>(66)</p> <p>來ながるうこ考ます察々の明を有せらる行政委員諸君の既に御承知の如く思想方面より見たる我租界は最早昨年の租界ではなく既に民衆化すべく一大變化を來したのであります然るに民衆を形作つて居る各個人の中には學問識見人格共に優秀なる人物は決して少くありません然し學識人格の餘り優秀とは申し難い人物は天津は知りませんが内地や外國には頗る多いと云ふことてあります引くるめて申ますと民衆は今日の處偉大なる勢力を有して居りますと同時に一面に極めて誘惑され易い附和雷同し易い弱點を以て居りますことは茲に私が申す迄もないことであります私は我租界の民衆は断じて斯の如き弱點を持て居ないと確信します然ながら民衆教育と云ふ者を等閑に附して居りますと民衆は團体生活上の訓練を缺くことになります此訓練を缺きますと若しも或種の煽動家や一部の野心家が顯はれまして之を誘惑し利用し民衆の名の下に少數の專横跋扈を極むることが萬が一にも出來するならば我租界の爲に沟に憂ふべき悲しまべき現象と云はねばなりません私は斯く憂ふべき悲むべき事柄を事前に防止する目的の下に最も責任觀の強き我鈴木行政委員長及行政委員諸君に四ヶ條の質問を提出致します何卒他日の参考の爲に明快にして且つ責任ある御答解を御願致します次第であります</p> <p>一、民團行政と民衆教育とは如何なる關係ありと認むるや</p> <p>二、豫算編成に際し圖書館以外の民衆教育に關し今日迄に考慮を拂ひ若くは研究せしことありや（研究せられたる点あらば明示せられたし）</p> | <p>(65)</p> <p>長實賢君 他の行政委員諸君の意見を承はりたし尙第四項につき答辨を乞ふ 鈴木委員長 协議の上書面にて答へたきも明日は日曜にして明後日限りの任期なれば文書を以て次期行政委員に引継ぐ事とすべし 長實賢君 夫人は發表さるるものなりや 鈴木委員長 事務報告に記載すべし 小林議長 第十款公園費に移るべし異議なきや 小林議長 異議なしと認む第十一款諸税及負担に異議なきや（無し） 小林議長 第十二款雜支出に異議なや（異議なし） 小林議長 第十三款豫備費に移るべし 鈴木委員長 豫備費は整理の結果先きに配布せるものと數字に差異を生じたれば御承知ありたし 小林議長 異議なれば臨時部第一款事務所費を審議すべし（異議なし） 小林議長 第二款土木費如何（異議なし） 小林議長 第三款教育費異議なきや（異議なし） 小林議長 第四款水道費如何（異議なし） 小林議長 第五款衛生費如何（異議なし） 小林議長 第六款公園費如何（異議なし） 小林議長 第七款居留民團債費如何（異議なし）</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(68)</p> <p>三、民衆教育は現在の圖書館のみにて十分と信ずるや</p> <p>四、新任行政委員に事務引繼をなすに當り民衆教育に關して如何なる意思表示をなすや</p> <p>大澤大之助君 長君に御尋ねす民衆とは如何デモクラチックの意なりや</p> <p>長實賢君 然らず意義は文字の通りなり</p> <p>鈴木委員長 御承知の通り今期は行政委員の主腦者に三回の更迭ありき自分として是考ふる所ありしも今年の豫算に纏めして諸君に諂るまで希望熟せず質問中の教育機關が現在の尋常高等小學校と修養機關として圖書館の必要は認め居れり夫れ以外の教育機關ごとしても數年前より中學三年程度位のものを設けたしこ思考せり當地には小學校を卒業して實業に就くものが算術、簿記、語學の如き適切なる實業補習學校如きものを起して見たきも何時も民團の經費足らぬため有志の同情に訴へ民團よりは都合のつくだけ補助してやりたきものと相談はし居るも書面に認め議長の職責上委員に計りたる事は未だなし圖書館は開却し居る様の御詰責なりしが五名の評議員を委託し豫算編成前希望を述べさせ居れるも此方は圖書費の外に小幡文庫の金もあり委員諸君が考慮して改善に着手なり中には内地に注文中の書籍もあり實は豫算だけも使ひ切れぬ有様なるか評議員よりの希望もあり増額する事せり之にて器具をも買入るものなるが此外にも尚圖書費としては小幡文庫の金もあり青年の思想界を善導する事に就ては同感なり</p> | <p>(67)</p> <p>小林議長 第八款補助及寄附如何（異議なし）</p> <p>小林議長 第九款土地費如何</p> <p>佐藤惣三郎君 道路敷地は何處を買入るや</p> <p>鈴木委員長 確定せず道路を作るに成るべく寄附をして貰ふ事とし居れるも中には清水幸三郎氏の如き寄附を肯んせぬ人あり其際費用なければ行詰る故十ヶ年賦の圏債の如くして貰ふための豫算なり</p> <p>小林議長 第十款は如何（異議なし）</p> <p>小林議長 第十一款は如何</p> <p>藤田語郎君 これは最うやつたものに非ずや</p> <p>鈴木委員長 残の印刷費なり</p> <p>小林議長 第十二款排水工費如何</p> <p>小林議長 第十三款は如何</p> <p>小林議長 之にて逐條審議は終れるも今回決議の結果修正すべき点生じたれば豫算案整理のため暫時休會すべし（時に午後三時四十分休憩）</p> <p>午後四時十分再開</p> <p>小林議長 これより引續き開會致したし御異議なれば委員長報告書整理豫算案の三讀會に入るべし</p> <p>鈴木委員長 三讀會に入るに當り今回の民會に於て諸君の協賛を得たる條例の結果影響の及び点を申上ぐべし條例の結果は監督官廳の認可を経ざれば確定効力を得</p> |
|--|--|

| |
|---|
| <p>(70)</p> <p>さるも從來の例に鑑み今回も無論大なる更正なきものとして豫算の更正をなせり其結果收入に於て歳入經常部にて二十万三千四百五十八弗臨時部は變更なく合計三十六万八千零八十弗九十八仙となり歳出にて經常部十三万四千八百五十三弗三十二仙臨時部原案通り合計三十六万八千零八十弗九十八仙となり雜種課金條例改正の結果第二款雜種課金二万七千三百九十五弗種目第四旅館千百十六弗料理店四千二百六十弗飲食店二百八十八弗湯屋百五十六弗となり下水道條例改正の結果第三款使用料六万五千零七十五弗となり第五項の次に第六水道使用一千二百弗を入れ墓地を第七項とし其次に第八火葬場使用料三百二十弗を加へ其結果經常部合計を二十万三千四百五十八弗臨時部との合計三十六万八千零八十弗九十八仙歳出にて第六款衛生費五百四百五十五弗項目第九の次へ第十八火葬場費二百六十弗を加へ野犬捕殺費を一一とし雜費を第十二として整理の結果第十三款豫備費を五千九百二十弗七十九仙合計十三万四千八百五十三弗三十二仙總計三十六万八千零八十弗九十八仙となり之にて三讀會御承認を乞ふ</p> |
| <p>(69)</p> <p>櫻井直治君 歳入理髮業税金通過せるも整理に洩れたり 鈴木委員長 然り之は落したるものなるも必ずしも規則通り適用する譯にも非ず行政委員に於て適宜運用すべきにより之にて協賛を乞ふ 小林議長 異議なきや（異議なし） 小林議長 大正八年度歳出入總豫算案全部を擧げて異議なきものと認め茲に可決確定と致します（拍手）</p> <p>小林議長 議事日程第二電燈營業契約更新願出に關する決議案を便宜上後廻はとして御手許に配布しある建議案三件を一括して附議しては如何（異議なし）</p> <p>小林議長 夫れでは三案を讀上ぐべし</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(72)</p> <p>居留民團法施行に關する領事館令改正建議案</p> <p>第一條 六箇月以來左記課金を納むる者を居留民會議員とす</p> <p>小林議長</p> <p>（理由）普通選舉は今や世界の大勢なり然るに在邦人中議員の資格を有するものは全數の約百分の五に過ぎず宜しく改めて全在邦人は勿論帝國臣民たらざる居留民全部にも選舉権を與ふべし</p> <p>居留民會は日本語を用ゆ可きものなる以上議員は凡て日本語に通するか又は會議に差支なき様一名に付必ず一名の通譯を伴ふ事必要なり</p> <p>是本案を提出する所以なり</p> <p>大正八年三月十九日</p> | <p>(71)</p> <p>小林議長 一括して附議するが便宜なりと思ふ如何（賛成）</p> <p>小林議長 然らば森川君の提案を讀上ぐべし</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>居留民團法施行規則に關する外務省令及居留民團法施行に關する領事館令左の主旨にて改正するが爲め有効なる方法を以て其筋に稟議する事</p> <p>居留民會議員の選舉は内外居留民の普通選舉とする事</p> <p>居留民會議員たる外國臣民は日本語に通するか又は民會議場に出席するには其一名毎に一名の日本語に熟達せる通譯を同僚する事を要す</p> <p>（理由）普通選舉は今や世界の大勢なり然るに在邦人中議員の資格を有するものは全數の約百分の五に過ぎず宜しく改めて全在邦人は勿論帝國臣民たらざる居留民全部にも選舉権を與ふべし</p> <p>居留民會は日本語を用ゆ可きものなる以上議員は凡て日本語に通するか又は會議に差支なき様一名に付必ず一名の通譯を伴ふ事必要なり</p> <p>是本案を提出する所以なり</p> <p>大正八年三月十九日</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(74)</p> <p>佐藤惣三郎君 提案者に問ふ還擧制とする意なりや</p> <p>森川照太君 然り</p> <p>佐藤惣三郎君 然らば建議者より議員數をも提言されでは如何</p> <p>森川照太君 詳しき点までは考慮せず主義を採用されるれば餘は行政委員に一任すべし</p> <p>富成一二君 日本租界の現状として餘りに突飛の案なり提案者に於て撤回されんば否決して議事の進行を計りたし</p> <p>遠山猛雄君 主旨は大賛成なるも尙研究の餘地ありと思ふ心よく撤回あらん事を乞</p> | <p>（73）</p> <p>小林議長 藤田君の居住税に賛成なるが尙五名の委員附託として研究の上次會の民會に報告するやうしたし</p> <p>小林議長 佐藤議員の動議成立したる儘となり居れり先づ夫れより決すべし森川案を二讀會に移すや否や賛成者は起立されたり（起立多數）</p> <p>小林議長 否決賛成者起立されたり（起立多數）</p> <p>小林議長 森川案は否決されたり</p> <p>小林議長 藤田案に質問あれば進行されたし</p> <p>佐藤惣三郎君 格別何もなく至極の案なりと思ふ文字の修正の如きは行政委員に一任して讀會省界可決しては如何</p> <p>小林議長 只今の動議に賛成者ありや（なし）</p> <p>小林議長 佐藤案に賛成者ありや（なし）</p> <p>小林議長 沖田君の動議たる委員附託として最近聞かる民會に報告すべしと云ふに賛成者ありや（賛成者多數）</p> <p>小林議長 成規の賛成者あり委員附託に決定せり</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>建 議 案</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(76)</p> <p>小林議長 藤田君の居住税に賛成なるが尙五名の委員附託として研究の上次會の民會に報告するやうしたし</p> <p>小林議長 佐藤議員の動議成立したる儘となり居れり先づ夫れより決すべし</p> <p>（75）</p> <p>小林議長 沖田君の動議たる委員附託として最近聞かる民會に報告すべしと云ふに賛成者ありや（賛成者多數）</p> <p>小林議長 成規の賛成者あり委員附託に決定せり</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>建 議 案</p> | <p>（76）</p> <p>佐藤惣三郎君 議論せば際限なし直に二讀會に入り採決したし</p> <p>沖田介次郎君 藤田君の居住税に賛成なるが尙五名の委員附託として研究の上次會の民會に報告するやうしたし</p> <p>小林議長 只今の説に賛成ありや（賛成）</p> <p>小林議長 佐藤議員の動議成立したる儘となり居れり先づ夫れより決すべし</p> <p>（75）</p> <p>小林議長 沖田君の動議たる委員附託として最近聞かる民會に報告すべしと云ふに賛成者ありや（賛成者多數）</p> <p>小林議長 成規の賛成者あり委員附託に決定せり</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>建 議 案</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>(78)</p> <p>森底正敏君 民會の都度通譯を試験せねばならざるが其話せる程度は如何又一人に一人とすれば七百五十名の收容力を要すこれは如何にするや</p> <p>森川照太君 日本語に熟達せるの辞あり日本語に通せるものが必要とす英國租界の規定には試験すとあり熟達せるや否やを判別するには試験の必要あり其方法は少しく日本語を使はせるか前に試験するか位にて可なるべし</p> <p>和田嘉三郎君 一人一名とあるも通譯を多く得らるべきや行はれ難きにあらずや五人に一人としては如何</p> | <p>森川照太君 一人に一名は苛酷の如きも日本語の獎勵ともなるべし五人に一人なら却つて議場騒がしくなる虞れあり其酌量して二人に一人としても可ならん然れば一名の通譯中にて兩側に一人宛着席さるべし</p> <p>鈴木敬親君 委員會議長の資格に非ずして一言すべし此問題は先刻官廳の意見を聞たるに六ヶ敷問題に非ずして議員の意図により領事館と協議の上定むれば其都度一名にても二名にても又何名にても定めらるべしと本來原則は日本語であるも参考書の解釋により通譯を認める事となり居るにより彼れ此れ論せずとも二名に一名位がよかるべし早く決定しては如何</p> <p>森川照太君 二人に一名と訂正することに賛成を乞ふ（賛成）</p> <p>小林議長 訂正成立せり讀會省署可決したし（拍手）</p> <p>小林議長 異議なきにより可決確定を認む</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>(80)</p> <p>藤田語郎君 時間遅し今夜食後にしては如何（拍手）</p> <p>小林議長 然らば之れにて休會し更に午後八時再開すべし</p> | <p>午後八時三十五分振鈴</p> <p>小林議長 これより晝に引續き開會すべし先づ行政委員會の提案を議し次に森川君の建議案を附議すべし</p> <p>（田中書記長決議案朗讀）</p> <p>民會議案由</p> <p>電燈營業契約更新頃出に關する決議案</p> <p>一、東京建物株式會社天津支店出願に係る電燈營業契約更新に關する件は課金法調査會條例に準據し特別機關を設け慎重之を調査すること</p> |
| <p>鈴木委員長 諸君只今日程に上れる建物會社出願にかかる電燈營業期間更新の件は議題として極めて簡單に出来居るもの事件の性質上より見て極めて重大なる問題なり本來民團に於ける會社との契約條項の繼續の如きは通常なれば行政委員會の權能にあるものにして先年水道契約満期に至り更新必要あるとき行政委員會の慎重なる調査により十年間繼續に更新し之に對し一人の異論なき夫れに反し本問題は重大問題なるが故に我々の責任上に於ても万一將來惡しき結果を生み出す事となれば死しても瞑目されずと感じ夫れより方今政治上の風潮を見るに日本など憲法上に於て宣戰講和の如き内閣の意思を以て陛下の御裁下により成立するも歐洲以來舉國一致して遺憾なくやるの意より大に讓歩して外交調査會など設け各方面の威望あり智識ある人を集め参考機關とするは人の知る所なり夫等の例もあり成るべく虚心平氣に且誠意に一齊研究を遂げ居留地永遠のため遺算なき取扱をしたし夫れには改選期も迫りたれば新任行政委員諸君と野にある賢明公平なる人これを調査委員として如何なる方面に於ても遺算なく何れより見るも公平なる研究の下に調査を施行して解決せばとて提案するに至りしものにして行政委員會にも三つの案ありたり本案は建物會社の出願を主題とし調査研究する事とせるにより之を題目として發案したるが委員會は必ずしも建物會社に繼續せしめたき意思にはあらずと了解されたし委員會調査研究の内容を御話しそれば第一は建物會社に繼續せしむるときは民團經營</p> | <p>所以なり</p> <p>大正七年十一月建物會社より願書提出ありたる以來行政委員會は數回會議を開き電燈事業を民團自營とするの利害得失及建物會社に繼續せしむるには如何なる條件を以てせば民團に有利なるやを比較研究の必要を認め爾來各方面に亘り能ふ限り方法を以て調査研究を遂げつゝあるも調査事項極めて多岐に涉り居る爲遂に具体的成案を立つるに至らず仍て本條令に依り完全なる調査機關を設け居留地永遠に帶る利害得失を調査研究し以て公平至當の解決を求めるこす是れ本案を提出する</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(82)</p> <p>より以上有利の條件に服従せば許可すべしと云ふ案第二は民團の希望條件に服せざる時自營にするも可なりと云ふもの第三は自營とするには從來の調査にては七十万圓の資金を要する之は目下民團の財政状態にては如何に課金條例を改正するも得べきに非ざれば團債に待つ外なし然るに團債は第一團債(公會堂建築費二十万圓なりしが今専五万六千圓殘り居れり第二團債官有地拂下用のもの十六万四千八百圓あり合計廿二万八千圓を負ふ譯にて此上七八十萬の團債を起すは考慮の必要あり且又民會の決議のみにては成立せず第一領事館第二公使館第三外務省の認可を経るべからず而して團債には民間法施行規則にある如く極めて厳格なる法規にして万一般廳に於て許可困難なる場合には現在のものを建物會社より提供せしめ民團も能く限り資本を出し有志の諸君からも資金を出して貰ひ三種の要素より合資會社を作つては何うか又合辦事業ならば民團に於ても危險もなく團債を起すこも多額を要せず建物會社としても感情問題などとなりては租界内の平和にも關係するに斯くすれば建物會社に天津居留民の膏血を吸收される憂ひもなし斯く三案を有するも尙より以上の名案あるやも知れずと思ひ諸君に對し一種の諮詢案的に提出せる譯にて直ちに可否の決を求むるに非ずして研究論議を遂げ之れ以上のものなしと満足すべき調査を遂げ居留地百年の大計を定める事となく一の歸着点を求め感情に走らず穩健の歸着点を見出すべき提案なり森川君の建議は二三の文字を改めて貰へば行政委員の意志と齟齬せず兎に角諸君の選ばれし行政委員に信頼し十名の委員なれば諸君の中にも</p> | <p>(81)</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>充分考へある人もあるにより豫備行政委員外の人より最も熱心な人を探び行政委員同様の權能を持たせ夫等の人々の調査の結果を報告して臨時民會に附議し建物會社との契約期限満了迄に相當の準備するが最も機宜を得たるやり方と云ふ我々は徹頭徹尾租界公益に着眼し些の私心なき事を御承知下され御審議を願ひたし 小林議長　これより森川君の建議案を朗讀すべし</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>(84)</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>天日本租界に於ける電燈事業現在東京建物株式會社との契約満了次第(或は専早く)民團の直營とする事とし課金法調査會條例に準據し特別機關を設け之を調查する事（理由）天津日本租界に於ける電燈事業が多大なる利益を收め居ることは明らかなり現今利益ある民團の經營事業皆無なるのみならず民團の必要なる經費は年々増加する一方なれば此の如き利益ある事業は内外各地の例に倣ひ之を民團直營として其利益を民團に收むることを急務とする故に契約期限の満了を待ち又出來得べくんば其以前に於て之を開營に遷すべし是本案を提出する所以なり 大正八年三月十九日</p> | <p>(83)</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>天日本租界に於ける電燈事業は獨占につき資本家の懷に入れるは面白からず各同様の權能を持たせ夫等の人々の調査の結果を報告して臨時民會に附議し建物會社との契約期限満了迄に相當の準備するが最も機宜を得たるやり方と云ふ我々は徹頭徹尾租界公益に着眼し些の私心なき事を御承知下され御審議を願ひたし 小林議長　これより森川君の建議案を朗讀すべし</p> |
|--|--|

(86)

(85)

きものと思ふ租界施設のため此外に良財源はなし斯の如き有利の業を等閑に附し株式にせん或は永續せんなどは愚も甚しき事なり居留民將來の幸福の較れる所租界發展の分水嶺なり既に獨占せしむべき事業に非ざる事判明せば團營說即決を望む

島委員 森川君の案は修正案なりや別箇の議案なりや

小林議長 一括して問題させり

鈴木委員長 契約にてはなかりしこ思ふ條件付の許可なり

中根委員 本員は原案維持論者なり原案の意味より申せば不賛成者ありとは信せず建議案の主旨は一方をとりて直ちに決定的斷案を下したいと云ふものなり然らば委員の双方を包括するに對して徹底せぬを遺憾とする建議案は電燈會社は利益ありと斷定しての案なり公共の事業にして個人の資本個人の事業に非ざる故多少利益ありとしても多數の人の利害に關する事なれば考慮を要すと思ふ建物會社に繼續せしむるは不利益なりこの事も未定の問題なり要するに比較して有利なるかを知る必要あり之を直ちに利益ありと斷じて即決するより調査の結果による方最も慎重なる態度で思ふれから會社繼續に傾く虞れありとの事なるも調査委員を議員中より撰み且行政委員も改選さるゝ事なれば其心配はなかるべ斯く云ふも鈴木氏の言と同しく建物會社に繼續さしたきために非ず而して尙原案にはなきも株式會社とする案も一つの餘裕なり直ちに一つに決定するは慎重を缺ぐと云ふべし故に建議案の主旨は不徹

底なり露骨に云へば肉迫して團營にせなければならぬと云ふに過ぎざるが夫れだけなれば修正案とすべきなり

檜村又吉君（代理河野信夫君） 中根委員の言は違ふ様なり前提として民團經營させよ團營にすべしと云ふものなり賛成なる行政委員諸氏が調査多岐に涉れりと迷はしたる如き事を言はず尚可當時の状況をも知らせず議題させるは粗漏ならずや

鈴木委員長 條件は許可なるも電燈事業に就て自治体に許可權なため契約とするが程當ならんと最初委員會に廻付するとき監督官廳とも相談してやりたり先刻申したる事が徹底せざりしやも知れざるが諸君より信頼を受け無報酬にて一ヶ月間事務を執る委員が何か諸君に對し民團に故意又は過失に拘はらず不利益を醸させたりとの事實あらば責めらるゝも甘んずる所なり併し誠心誠意總ての事を處理し居れり本員は河野君等に比し居住せる年月も長く之れより先も長く居る覺悟なればより以上深き關係を持つ我々が任期中に於て行政委員としての計らひばかりでなく居留事はなし本員に於ても天津の地に先年の官地拂下により二十一萬弗にて拂下たるも

(88)

(87)

のが租界唯一の財源にして其他に民團の財源となるべき事業は有りさうもなければ電燈事業の如きは好財源なりと思惟す併し種々の点を考慮するに今決定的文字を現はして決議せば以後の行政委員が如何なる事を見出しても動かす事の出來ぬ結果にならずやこの考より何處までも根本の主旨は民團の有利に歸着すればよきに付其点にては現在の委員の意見も一致し居るなり餘り六ヶ敷くないから研究を要せぬこの定め方は後年に至り惡き結果を來せる時の事を想念し充分なる調査を遂げ人事の及ぶ限り研究をなし遺算なき解決を行ひたきか我々の希望なり森川君は其主宰する京

津日日新聞に於て行政委員が無能なり怠慢なりと論じ居らるゝ如しあれは餘りに侮辱したる言ならずや我々がこれ程熱心に三度の食事も時を問違へて居る程熱心になせる事を僅かの文句の相違により一致を見るを得ざるは甚遺憾と思ふ足らぬ所あれば願はくば修正案として撤底的の文字は御使用あらざる事を望む

大譯大之助君 電燈經營につき卒然團營に決めるは不利益なりと思ふ果して稱する程の利益あるや否や未定の問題なり先刻中根君の云はれし如く万一損失等ありたる時は相濟まぬ結果が起るにより万々一の事なきやう立派なる根據に立ちて是非を決せざるべからず第二に電燈の需要は遂日進歩しつゝありとは云へ日本の東京大阪等の如く多大の需要は固より認められず日本租界にても退歩する事はなきも面積に限りあり何程まで需要あるべきやは少しく慎重に考へざるべからず團營にするには充分の設備を要すさて機械を据て立派なるものが出来たとするも需要餘り進まぬ時は

年々損失するのみなり且つ團營させば現在の會社の如く簡単に行かず技術長も置かねばならず夫にはまた姑息の綱縫策にては行かず次に建物會社の使ふ煽風器の如き直流なる故新式にせば則ち團營させば交流の器械を要するに其結果は本租界の煽風器をすべて買上げねばならず夫には數万圓を要すべし夫れ等は餘り考へられざりし様なるが研究の價値は充分ありと信ず又或一部に建物會社最負に傾く虞れありとするも今の行政委員は今日限りの運命なり危惧の必要なからん本員は永遠の利益のため原案賛成なり

石川通君 本問題は種々の議論あり際限なきが兩案の文字と思想の差が餘程遠きやうに思はれ故に先づ此處は老人に花を持たせ審査を怠らぬといふ事にして不偏不黨公平無私の決定をされん事を望むため原案に賛成す

森川照太君 鈴木氏に申し上ぐ貴下の御誠意は認め居れり誠意なしとは言はず且又新聞に無能とか怠慢とか書きたりとの事なりしが正に書きたり然しながら夫れは斯々の事が若しあるなれば夫は無能なり怠慢なりと書きしものにて無能怠慢呼はりしたる事不幸にして本員の考ふる所賛意と相違ある結果原案に賛同し兼ねるも本員の行為も亦誠意の結果なる事を御認めを乞ふ

富成委員 本員は森川君と懇意なるが曩には普通選舉案に反対し今回も亦建議案に反対せんとす大体森川君は委任狀の事を八釜しく云はれしも君の懇友にして理想行政委員の議長として過日の演説會に選まれたる現行政委員曰井忠三君の代理人は曰井

| |
|---|
| <p>(94)</p> <p>我々は深く感謝せざるを得ないのでありますと共に決して忘却してはならないのであります、専今後は行政委員として非ずにせよ折角相不變長老として我々に御指導を賜らん事を希望する次第であります。</p> <p>小林議長 之より例に依り行政委員の選舉を行ふへしごをか諸君は民團法規に従ひ成るべく十名を選舉されん事を乞ふ立會人として</p> <p>川島範東君 大澤大之助名</p> <p>兩名を指名す</p> <p>小林議長 これより選舉に移るべし</p> <p>（川島範東君 大澤大之助君立會）</p> <p>小林議長 他に投票未済の人なきや之にて締切ります</p> <p>小林議長 只今より開函します</p> <p>小林議長 名刺と投票數を合致したるにより開票します</p> <p>黒澤理事 投票を読み上げ西山、鹽澤、高橋、岩瀬、内山書記之れを点計す</p> <p>小林議長 開票の結果を報告します</p> <p>小林議長 開票の結果を報告します</p> <p>（内）</p> <p>投票總數</p> |
| <p>(93)</p> <p>七十五票 土井米市君 四十九票 八田良恭君 三十九票 沖田介次郎君</p> <p>三十九票 山田進一君</p> <p>以上の如くにして冲田山田兩君は同点なるも冲田君年長者にて當選せり（拍手）</p> <p>小林議長 前日の決議に基き委員附託となり案二種あり都合十名の委員なるも共通として五名だけ議長より指名と致します（拍手）</p> <p>石川通君、原田俊三郎君、八田良恭君、吉田房次郎君、秋田貞吉君</p> <p>◎日程第三、電燈事業契約更新願出に關する調査委員選舉</p> <p>龜井總領事代理 選舉立會人として三宅圓君、瀬底正敏君</p> <p>小林議長 例により總領事代理に立會人の指名を願ふ</p> <p>の兩名を指名す</p> <p>（三宅圓君、瀬底正敏君立會）</p> <p>小林議長 これから投票に移ります行政委員及び豫備行政委員當選者以外より五名を選出する事となり居るにより左様御承知を乞ふ</p> <p>小林議長 投票終りたれば開函すべし</p> <p>（内）</p> <p>投票總數百二十四票</p> <p>小林議長 名刺と投票數を合致したるを以て開票す</p> <p>（黒澤理事 投票を読み上げ、鹽澤、西山書記点計す）</p> <p>小林議長 開票の結果を報告す</p> <p>（内）</p> <p>投票總數百二十四票</p> <p>五十八票 大澤大之助君 四十八票 重信四郎君 四十五票 原田俊三郎君</p> <p>三十八票 櫻井直治君 三十一票 白井忠三君</p> <p>小林議長 これにて第十二次通常居留民會も終了したれば其成績を報告すべし</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>大正八年第十二次居留民通常會成績</p> <p>大正八年三月十八日より同廿四日迄會期七日間に於ける大正八年第十二次居留民通常會の成績左の如し</p> <p>（内）</p> <p>一、會 本 流 議 會 一 回 四 四</p> |

| |
|--|
| <p>(96)</p> <p>小林議長 名刺と投票數を合致したれば開票す</p> <p>（黒澤理事 投票讀上げ鹽澤、高橋、西山書記點計す）</p> <p>小林議長 開票の結果を報告致します</p> <p>投票總數百七十八票</p> <p>内</p> <p>七十五票 土井米市君 四十九票 八田良恭君 三十九票 沖田介次郎君</p> <p>三十九票 山田進一君</p> <p>以上の如くにして冲田山田兩君は同点なるも冲田君年長者にて當選せり（拍手）</p> <p>小林議長 前日の決議に基き委員附託となり案二種あり都合十名の委員なるも共通として五名だけ議長より指名と致します（拍手）</p> <p>石川通君、原田俊三郎君、八田良恭君、吉田房次郎君、秋田貞吉君</p> <p>◎日程第三、電燈事業契約更新願出に關する調査委員選舉</p> <p>龜井總領事代理 選舉立會人として三宅圓君、瀬底正敏君</p> <p>小林議長 例により總領事代理に立會人の指名を願ふ</p> <p>の兩名を指名す</p> <p>（三宅圓君、瀬底正敏君立會）</p> <p>小林議長 これから投票に移ります行政委員及び豫備行政委員當選者以外より五名を選出する事となり居るにより左様御承知を乞ふ</p> <p>小林議長 投票終りたれば開函すべし</p> <p>（内）</p> <p>投票總數百二十四票</p> <p>小林議長 名刺と投票數を合致したるを以て開票す</p> <p>（黒澤理事 投票を読み上げ、鹽澤、西山書記点計す）</p> <p>小林議長 開票の結果を報告す</p> <p>（内）</p> <p>投票總數百二十四票</p> <p>五十八票 大澤大之助君 四十八票 重信四郎君 四十五票 原田俊三郎君</p> <p>三十八票 櫻井直治君 三十一票 白井忠三君</p> <p>小林議長 これにて第十二次通常居留民會も終了したれば其成績を報告すべし</p> <p>（田中書記長朗讀）</p> <p>大正八年第十二次居留民通常會成績</p> <p>大正八年三月十八日より同廿四日迄會期七日間に於ける大正八年第十二次居留民通常會の成績左の如し</p> <p>（内）</p> <p>一、會 本 流 議 會 一 回 四 四</p> |
|--|

| | | | | | |
|------------------------------------|------|------|------------------------------------|------|------|
| | | (98) | | | (97) |
| 二、選舉 | | | 二、選舉 | | |
| 民會議長選舉 | | | 民會議長選舉 | | |
| 行政委員并に豫備行政委員選舉 | | | 行政委員并に豫備行政委員選舉 | | |
| 民團出納検査委員選舉 | | | 民團出納検査委員選舉 | | |
| 電燈問題に関する調査委員選舉 | | | 電燈問題に関する調査委員選舉 | | |
| 三、決議 | | | 三、決議 | | |
| 一、大正六年度居留民團歳入出決算 | | | 一、大正六年度居留民團歳入出決算 | | |
| 二、大正六年度特別會計天津神社建築費歳入出決算 | | | 二、大正六年度特別會計天津神社建築費歳入出決算 | | |
| 三、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算 | | | 三、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算 | | |
| 四、雜種課金條例中改正案 | | | 四、雜種課金條例中改正案 | | |
| 五、火葬場使用條例案 | | | 五、火葬場使用條例案 | | |
| 六、下水道條例案 | | | 六、下水道條例案 | | |
| 七、天津共立學校補助増額の件 | | | 七、天津共立學校補助増額の件 | | |
| 八、大正七年度居留民團歲入出豫算更正案 | | | 八、大正七年度居留民團歲入出豫算更正案 | | |
| 九、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案 | | | 九、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案 | | |
| 十、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案 | | | 十、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案 | | |
| 十一、大正八年度居留民團歳入出豫算案 | | | 十一、大正八年度居留民團歳入出豫算案 | | |
| 十二、居留民團法施行規則に關する領事館令第一條中改正建議案 | | | 十二、居留民團法施行規則に關する領事館令第一條中改正建議案 | | |
| 十三、居留民團法施行規則に關する外務省令及 領事館令改正建議案 | | | 十三、居留民團法施行規則に關する外務省令及 領事館令改正建議案 | | |
| 十四、居留民團法施行規則に關する領事館令第七條中改正建議案 | | | 十四、居留民團法施行規則に關する領事館令第七條中改正建議案 | | |
| 十五、居留民團法施行規則第十九條中改正建議案 | | | 十五、居留民團法施行規則第十九條中改正建議案 | | |
| 十六、電燈事業の民團直營と爲すの建議案 | | | 十六、電燈事業契約更新願出に關する決議案 | | |
| 十七、電燈事業契約更新願出に關する決議案 | | | 十七、電燈事業契約更新願出に關する決議案 | | |
| 十八、前行政委員及民團出納検査委員謝意表彰決議案 | | | 十八、前行政委員及民團出納検査委員謝意表彰決議案 | | |
| 之れを計上するに 之れを計上するに | | | 之れを計上するに 之れを計上するに | | |
| 議會選舉案四回内十八件 | | | 議會選舉案四回内十八件 | | |
| 民團提出十二件 | 承認 | 否決 | 民團提出十二件 | 承認 | 否決 |
| 原案可決 | 修正可決 | 否決 | 原案可決 | 修正可決 | 否決 |
| 委員附託 | 否決 | 原案可決 | 委員附託 | 否決 | 原案可決 |
| 可決 | 否決 | 原案可決 | 可決 | 否決 | 原案可決 |
| 委員附託 | 否決 | 原案可決 | 委員附託 | 否決 | 原案可決 |

| | | | | | |
|---------|--|--|-------------------|--|--|
| | | (100) | | | (99) |
| 小林議長 | 鈴木委員長 | 諸君今期民會は一般居留民が緊張し居るを以て從來の議場にては狹隘を感し公會堂に變更したる所豫想の如く此議場にても狹き位にて連夜出席非常の熱心を以て審議協賛されたるは居留地將來のため喜ばしき現象として痛快に感する所なり而して滿場一致我々一年間の勞に對して賞辭を得我々一同並に出納検査委員も満足に思ふ次第より此處に行政委員を代表し謝意を表す | 小林議長 | 鈴木委員長 | 諸君今期民會は一般居留民が緊張し居るを以て從來の議場にては狹隘を感し公會堂に變更したる所豫想の如く此議場にても狹き位にて連夜出席非常の熱心を以て審議協賛されたるは居留地將來のため喜ばしき現象として痛快に感する所なり而して滿場一致我々一年間の勞に對して賞辭を得我々一同並に出納検査委員も満足に思ふ次第より此處に行政委員を代表し謝意を表す |
| 鉢井總領事代理 | 諸君第十二次居留民會も諸議案確定し茲に無事閉會を告ぐるは同慶の至りであります | ものなり僅かの時間にて審議を遂げ協賛を與ふるは理想なれば決算の如き既に検査員の検査を了し日つ諸君に於ても豫め目を通されたる案に付進行を計る便宜より括して議事に上したるが其他は充分緩に過るまで諸君の議論を盡させたりと信ずこれは行政刷新烈異議等の件がある際各員が充分意見を述べらるに方民團議員と行政委員との意思疎通を計るに宜き機会と思ひたれば問題外と思ふ議論も成るべく差止めを控へたる次第にして兎に角無事閉會を告ぐるに至りしは諸君と共に喜ぶ所なり茲に一言謝辞に代ふ | 鉢井總領事代理 | 諸君第十二次居留民會も諸議案確定し茲に無事閉會を告ぐるは同慶の至りであります | ものなり僅かの時間にて審議を遂げ協賛を與ふるは理想なれば決算の如き既に検査員の検査を了し日つ諸君に於ても豫め目を通されたる案に付進行を計る便宜より括して議事に上したるが其他は充分緩に過るまで諸君の議論を盡させたりと信ずこれは行政刷新烈異議等の件がある際各員が充分意見を述べらるに方民團議員と行政委員との意思疎通を計るに宜き機会と思ひたれば問題外と思ふ議論も成るべく差止めを控へたる次第にして兎に角無事閉會を告ぐるに至りしは諸君と共に喜ぶ所なり茲に一言謝辞に代ふ |
| 小林議長 | 總領事代理の閉會辭あり御静聽を乞ふ | 小林議長 | 總領事代理の閉會辭あり御静聽を乞ふ | 小林議長 | 總領事代理の閉會辭あり御静聽を乞ふ |
| 民團提出六件 | 可決 | 否決 | 民團提出六件 | 可決 | 否決 |

(101)

於ても稍もすれば自治團体の行政關係が等閑に附せらるゝ傾向あるやう見受けられます乍併此自治行政は讀んで字の如く居留民諸君自体の行政にして民團行政の振不振は即居留民諸君自体の振不振たるを忘却してはなりません

而て今回多數の御參集を見且活氣ある民會たりしは之全く諸君が我が民團自治行政に御注意を拂はるゝ氣運に向ひたるもので民團發展上誠に慶賀に堪へざる次第であります

(102)

而て茲に新舊行政委員並出納検査委員諸君に申上度は諸君は何等報酬せらるゝ處なく皆御多忙なる御職掌を有せらるゝに拘はらず吾民團自治行政の権機に當らるゝ其煩勞や實に御察しするに餘りある次第であります然も尙各自吾民團のために盡瘁せられんとするは監督官廳として誠に多ごする所であります

諸君吾民團としては將來爲すべき事業は民衆教育、中等教育、特種商業教育の如き教育事業、道路上下水道、植樹等の如き土木衛生事業等各般に亘るを信じます故に自治の精神を今一層涵養し諸般の場合に於て之を發揮し吾民團をして支那に於ける各國民團に肩比し遜色なからしむるのみならず進んで模範民團なりと稱せしめだきものである

諸君も能く此意を体し自治公益のために益々御盡瘁あらん事を希望して止まざる次第であります

之を以て閉會の辭を致します（拍手）

時に十二時

大正八年居留民通常會議事錄終

大正八年居留民通常會議事錄附錄
中央議事會

大正八年居留民通常會に於て議決したる諸決算報告及大正八年度に屬する歳入出豫算等左の如し

一銀拾五万六千壹百四拾八弗四拾壹仙也
一銀貳拾參万五千八百五拾壹弗八拾四仙也
一金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也
合計銀參拾九万貳千弗貳拾五仙也
合計金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也
一銀九万參千八百參拾七弗六拾七仙也
一銀貳拾八万零參百八拾八弗參拾八仙也

一銀拾五万六千零一百四拾八弗四拾參仙也
一銀貳拾參万五千八百五拾壹弗八拾四仙也
一金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也
合計銀參拾九万貳千弗貳拾五仙也
合計金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也

(104)

(103)

' 106

(105

| | | (111) | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 第一款 救助費 | | | | | | 第二款 捕縛費 | | | | | | | | |
| | | 第三款 駕駕費 | | | 第四款 修繕費 | | | 第五款 器械費 | | | 第六款 通學費 | | | | | |
| | | 一、 | 二、 | 三、 | 四、 | 五、 | 六、 | 七、 | 八、 | 九、 | 十、 | 十一、 | 十二、 | 十三、 | 十四、 | |
| | | 救 | 捕 | 巡 | 修 | 種 | 修 | 醫 | 旅 | 通 | 學 | 研 | 新 | 保 | 消 | 修 |
| | | 警 | 藥 | 捕 | 防 | 犬 | 器 | 救 | 宿 | 學 | 生 | 究 | 聞 | 險 | 書 | 圖 |
| | | 備 | 被 | 及 | 被 | 市 | 轎 | 救 | 品 | 園 | 會 | 衛 | 雜 | 研 | 具 | 教 |
| | | 助 | 服 | 手 | 備 | 野 | 場 | 助 | 費 | 會 | 生 | 助 | 學 | 究 | 品 | 校 |
| | | 備 | 被 | 及 | 被 | 市 | 轎 | 救 | 費 | 會 | 生 | 助 | 學 | 究 | 品 | 修 |
| | | 品 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 |
| | | 一、 | 二、 | 三、 | 四、 | 五、 | 六、 | 七、 | 八、 | 九、 | 十、 | 十一、 | 十二、 | 十三、 | 十四、 | 二、 |
| | | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 三、 |
| | | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | 四、 |
| | | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | 二十一 | 二十二 | 五、 |
| | | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | 二十一 | 六、 |
| | | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | 七、 |
| | | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 八、 |
| | | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 九、 |
| | | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十、 |
| | | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十一、 |
| | | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十二、 |
| | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十三、 |
| | | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇、 |

| | | (113) | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 第一款 地稅費 | | | | | | 第二款 稅賦費 | | | | | | | | |
| | | 第三款 賦稅費 | | | 第四款 稅賦費 | | | 第五款 稅賦費 | | | 第六款 稅賦費 | | | | | |
| | | 一、 | 二、 | 三、 | 四、 | 五、 | 六、 | 七、 | 八、 | 九、 | 十、 | 十一、 | 十二、 | 十三、 | 十四、 | 九、 |
| | | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 十、 |
| | | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 消 |
| | | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 防 |
| | | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 器 |
| | | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 其 |
| | | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 費 |
| | | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 |
| | | 一、 | 二、 | 三、 | 四、 | 五、 | 六、 | 七、 | 八、 | 九、 | 十、 | 十一、 | 十二、 | 十三、 | 十四、 | 九、 |
| | | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 十、 |
| | | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 消 |
| | | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 防 |
| | | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 器 |
| | | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 | 其 |
| | | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 賦 | 費 |
| | | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 |
| | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 九 |
| | | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

| (116) | | (115) | |
|---------------|---------|-----------|-----------|
| 一、小學建築 | 一、溫室內長 | 一、小學分校 | 一、小學分校 |
| 第四款 兒童運動場舍 | 二、延年費 | 第二款 天津建築費 | 第二款 天津建築費 |
| 第五款 瓦埠運動場 | 三、五〇〇〇〇 | 第三款 天津幼稚園 | 第三款 天津幼稚園 |
| 第六款 廉價宿舍 | 三、五〇〇〇〇 | 第四款 諸助費 | 第四款 諸助費 |
| 第七款 廉價宿舍 | 三、五〇〇〇〇 | 第五款 諸助費 | 第五款 諸助費 |
| 第八款 廉價宿舍 | 三、五〇〇〇〇 | 第六款 諸助費 | 第六款 諸助費 |
| 第九款 土地費 | 三、五〇〇〇〇 | 第七款 諸助費 | 第七款 諸助費 |
| 第十款 地質調查費 | 三、五〇〇〇〇 | 第八款 諸助費 | 第八款 諸助費 |
| 第十一款 民團十年紀念會費 | 三、五〇〇〇〇 | 第九款 諸助費 | 第九款 諸助費 |
| 合計 | 五〇〇〇〇 | 合計 | 一三四 |

| (118) | | (117) | |
|----------------------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 一、銀零 | 一、銀零 | 一、大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算 | 一、大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算 |
| 二、銀零 | 二、編入金 | 歲 歲 歲 歲 | 歲 歲 歲 歲 |
| 三、雜種課金條例中改正ノ件 | 三、豫算額 | 歲 歲 歲 歲 | 歲 歲 歲 歲 |
| 四、同條中料理店ノ課金月額ヲ左ノ通り改ム | 四、豫算額 | 歲 歲 歲 歲 | 歲 歲 歲 歲 |
| 五、監督費及諸雜費 | 五、豫算額 | 歲 歲 歲 歲 | 歲 歲 歲 歲 |
| 六、銀五弗(現行貳弗) | 六、減較 | 歲 歲 歲 歲 | 歲 歲 歲 歲 |

| | |
|---|---|
| <p>(120)</p> <p>二等 銀 參 弗(同 壱 弗) 三等 銀 莎 弗(同 五拾仙) 四等 銀 莎 弗 一、同條中湯屋ノ部へ「特等銀七弗ヲ一項ヲ加フ 一、同條中理髮業ノ課金月額ヲ左ノ如ク改ム 一等 銀 莎 弗(現行壹 弗) 二等 銀 壺 弗(全 五拾仙) 一、第三條中曲馬ノ次へ「相撲一日銀拾弗」ヲ一項ヲ加フ</p> | <p>(119)</p> <p>(四) 火葬場使用條例</p> <p>第一條 居留民團管理ノ火葬場ニ於テ火葬ヲ爲サントスル者ハ總領事館警察署ノ認許 証ヲ添ヘ口頭若クハ書面ヲ以テ租界局ニ願出許可ヲ受クヘシ 第二條 火葬者ハ左ノ料金ヲ前納スヘシ但軍人軍屬及其家族ハ火葬ニ關スル實費ヲ納 付スヘキノトス 一、日本人死屍一體ニ付 銀拾弗 一、外國人死屍一體ニ付 銀參拾弗 第三條 五歲未滿ノ小兒ニ關スル火葬ハ規定料金ノ六割トス 第四條 行旅死亡者又ハ家計困難ナル者ニ對シテハ火葬料ヲ輕減シ又ハ免除スルコト アルヘシ</p> |
|---|---|

| |
|--|
| <p>(122)</p> <p>情ニヨリ溜樹ヲ設タルコト能ハザル場合ニ於テハ直接公共下水道ニ聯絡セシムルコトヲ得 私設下水道ノ溜樹ニハ其所有者ニ關係ナキ公共下水道及他ノ私設下水道ヲ聯絡セシムルコト有ル可シ此場合ニ於テ所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス 第五條 地形其他ノ事情ニ因リ前條第一項ニ依リ難キトハ租界局ノ承認ヲ受ケ下水溜 ヲ設ケ没取り其他適宜ノ方法ヲ以テ汚水ヲ處分ス可シ 第六條 土地所有者建物所有者又ハ其管理者ハ私設下水道ヲ築造又ハ修繕シ其不用ニ 歸シタル時ハ之ヲ撤廢スル義務アルヘシトス 第七條 私設下水道ハ石、煉瓦、釉薬ヲ施シタル陶管「セメントモルターラ」、「セメントコンクリート」其他不透質ノ材料ヲ用ヒ排水路横断面ノ底部ハ圓形又ハ卵形トシテ構造ス可シ 第八條 下水道ニハ糞尿ヲ排出ス可カラス但特ニ租界局ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此限 リニ在ラス 第九條 私設下水道ノ築造又ハ撤廢ニ就テハ其施工方法ヲ具シ租界局ノ承認ヲ得テ起 工シ竣工シタルトキハ検査ヲ受クベシ租界局ハ必要ニ依リ竣工ノ時期コ指定ス ルコトアルヘシ尙私設下水道ハ其竣工検査終了後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得 ス 第十條 租界局ハ私設下水道ノ築造修繕又ハ撤廢ニ付其義務者ノ請求ニ依リ工事費見 積額ヲ豫納セシメ自ラ工事ヲ施行スルコト有ルヘシ此場合ニ於テ精算ノ上豫納金ニ 過不足ヲ生シタルトキハ之ヲ還付又ハ追徵ス 第十一條 私設下水道ヲ築造修繕又ハ撤廢スル義務アル者其義務ヲ履行セサルカ若ハ 租界局ニ於テ其履行方法ヲ不適當ト認ムルトキ又ハ指定期間内ニ竣工スルノ見込 ナキトキハ租界局代リテ之ヲ執行シ其費用ハ義務者ヨリ之ヲ徵收ス 第十二條 租界局ノ承認ヲ受クシテ私設下水道ヲ築造若クハ撤廢シ又ハ下水道以外 ニ污水ヲ放流シタルトキハ之レカ復舊改造工事又ハ掃除ヲ施行セシム若シ其施行ヲ 怠ルトキハ租界局ハ代リテ之ヲ執行シ其費用ハ義務者ヨリ之ヲ徵收ス 第十三條 私設下水道ヨリ公共下水道ニ下水ヲ流ス者ハ當分ノ間下水道使用料ヲ租界 局ニ納付スヘシ 第十四條 使用料ハ前年度ニ於ケル上水其他ノ使用水量ニ比例シ一千瓦呑ニ付銀三十 仙ノ割合ヲ以テ毎月之ヲ徵收ス 第十五條 湯屋、製造工業、電燈業者及特種事業等ニ對スル使用料ハ特ニ之ヲ輕減ス ルコトヲ得 第十六條 本條例第十四條及第十五條ノ適用ハ行政委員會ニ於テ之ヲ決ス 第十七條 附 則 道路ニ附隨シ専ラ雨水排除ノ用ニ供スハ溝渠ニハ本則ヲ適用セス 第十八條 本條例ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> |
|--|

| | | (128) | | (127) | |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 科 目 | | 經 年 度 領額 | | 比 增 | |
| 第一款 民團課金 | 豫 算 | 常 部 | 豫 算 | 常 部 | 減 較 |
| 一、土地課金 | 五九〇三九〇〇 | 六〇〇〇〇〇 | 五三三五〇〇 | 九〇〇〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 二、家屋課金 | 一七四〇〇〇 | 九七三〇〇〇 | 一五七〇〇〇 | 一七〇〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 三、取得課金 | 八三五〇〇〇 | 一三七〇〇〇 | 五七三〇〇〇 | 一三七〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 四、營業課金 | 二八、三〇〇〇〇 | 三〇〇〇〇〇 | 二〇、四六〇〇〇 | 二〇、四六〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 第二款 雜種課金 | 二七、三九〇〇〇 | 二七、三九〇〇〇 | 二六、六三一〇〇 | 二六、六三一〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 一、藝妓 | 七〇〇〇〇 | 七〇〇〇〇 | 一、一二六〇〇 | 一、一二六〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 二、酌婦 | 一、〇二〇〇〇 | 一、〇二〇〇〇 | 一、〇二〇〇〇 | 一、〇二〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 三、仲旅館 | 三六〇〇〇 | 三六〇〇〇 | 六八〇〇〇 | 六八〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 四、理髮業 | 一六八〇〇 | 一六八〇〇 | 一一〇〇〇 | 一一〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 五、料理店 | 九六〇〇〇 | 九六〇〇〇 | 一五〇〇〇 | 一五〇〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 六、飲食店 | 六〇〇〇〇 | 六〇〇〇〇 | 二八八〇〇 | 二八八〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 七、湯屋 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 八、理髮業 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 九、遊戲業 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 一九八〇〇 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 十、等 | 三名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 三名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 三名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 三名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |
| 十一、等 | 十一名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 十一名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 十一名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 十一名(月壹弗)一等 二名(月壹弗)一等 | 日本一千九百零八千九百零八仙也 |

| | |
|-------------|---|
| 十一、遊藝師匠 | 一等二名(月壹弗) |
| 十二、常設興業 | 二等三名(月五十五仙) |
| 十三、檢番 | 三等四名(月三十五仙) |
| 十四、臨時興業 | 四等五名(月二十五仙) |
| 第三款 使用料 | 日本軍隊供給水道三百萬瓦督 (七拾五仙)日本軍人邊屋供給水道 二百五十萬瓦督(六拾五仙)工場 供給小道一百四十萬瓦督七拾 仙專用水道壹六千萬瓦督 八拾五仙(每千瓦督八仙)一千三百八 九萬二千瓦督八仙(每千瓦督八仙) 計四千九百七十七九萬二千瓦督 |
| 一、公會堂使用料 | 甲號二拾戶(月四弗)乙號二戶 中庭共(月四拾二弗五拾仙) |
| 二、道路使用料 | 延千百八拾二輛(月壹弗) |
| 三、水道料 | 延甲號三拾輛(年拾二弗) |
| 七、墓地使用料 | 延乙號二十九拾輛(年三弗) |
| 八、火葬場使用料 | 延乙號二拾八輛(年三弗) |
| 第四款 手數料 | 延五輛(月五拾仙) |
| 一、營業人力車 | 延九千六百輛(月壹弗) |
| 二、營業馬車 | 延百八十四輛(月五拾仙) |
| 三、自用人力車 | 延七百輛(月三十仙) |
| 四、自用馬車 | 延五拾輛(月二弗) |
| 五、自動車 | 一等五拾名(月壹弗) |
| 六、自働自轉車 | 二等五百五十名(月三拾仙) |
| 七、大車 | 三等五百五十名(月三拾仙) |
| 八、中車 | 四等五百五十名(月三拾仙) |
| 九、小車 | 五等五百五十名(月三拾仙) |
| 十、地扒車 | 六等五百五十名(月三拾仙) |
| 十一、行商車 | 七等五百五十名(月三拾仙) |
| 十二、預金利子 | 八等五百五十名(月三拾仙) |
| 第十五款 財產出生收入 | 九等五百五十名(月三拾仙) |
| 一、水道公司利 | 十等五百五十名(月三拾仙) |
| 二、預益配當金 | 十一等五百五十名(月三拾仙) |
| 第六款 授業料 | 十二等五百五十名(月三拾仙) |

(132) (131)

| | | | | |
|------|-------|------|-----------------|--|
| 科 | 目 | 計 | 第五款 雜收 | 第六款 授業料 |
| 第一款 | 前年総額 | 豫本 | 二、大和街撒水費 | 第七款 雜收入 |
| 第二款 | 道路開修金 | 時算年額 | 三、燈房費 | 一、貸家料 |
| 第三款 | 壽街徵收金 | 前年額 | 四、請願巡捕費 | |
| 第四款 | 總金 | 年額 | 五、雜收 | |
| 第五款 | 道路開修 | 部 | 六、大新舞台賃與巡捕二名 | |
| 第六款 | 徵收金 | 比增額 | (月一)名拾五弗 | 五弗 |
| 第七款 | 豫金 | 減較備 | 大新舞台賃與巡捕二名 | 日本俱樂部(月百二十)拾五弗、商業會 |
| 第八款 | 豫金 | 考 | (月一)名拾五弗 | 議所(月二十)拾五弗、關口宿舍(月百二十)拾五弗、舊小學校々舍(月百二十)拾五弗 |
| 第九款 | 豫金 | | 俱樂部ヨリ收入(日本 | スチーム用石炭料(日本 |
| 第十款 | 豫金 | | 換打步 | スチーム用石炭料(日本 |
| 第十一款 | 豫金 | | 課金督促料、無遮車料、全行商 | スチーム用石炭料(日本 |
| 第十二款 | 豫金 | | 人過意料、藥品拂下代、小銀貨契 | スチーム用石炭料(日本 |

(134) (133)

| 第十八款 警備費 | |
|----------|----------|
| 一、俸給及手當 | |
| 二、巡捕被服費 | 二、巡捕被服費 |
| 三、巡捕備品費 | 三、巡捕備品費 |
| 四、巡捕消耗品費 | 四、巡捕消耗品費 |
| 五、巡捕宿舍費 | 五、巡捕宿舍費 |
| 六、修繕費 | 六、修繕費 |
| 七、巡捕藥價 | 七、巡捕藥價 |
| 八、消防被服費 | 八、消防被服費 |
| 九、消防器具費 | 九、消防器具費 |
| 十、消防消耗品費 | 十、消防消耗品費 |
| 十一、消防手當費 | 十一、消防手當費 |
| 十二、雜費 | 十二、雜費 |
| 一、俸給 | 一、俸給 |
| 二、圖書費 | 二、圖書費 |
| 三、保險費 | 三、保險費 |
| 四、消耗品費 | 四、消耗品費 |
| 五、修繕費 | 五、修繕費 |
| 六、雜費 | 六、雜費 |
| 第七款 公園費 | 第十款 公園費 |
| 二、植樹費 | 二、植樹費 |

| 第十三款 豫備費 | |
|----------|---------|
| 第一款 事務所費 | |
| 一、地租 | 一、地租 |
| 二、用水費 | 二、用水費 |
| 三、肥料費 | 三、肥料費 |
| 四、器具費 | 四、器具費 |
| 五、消耗品費 | 五、消耗品費 |
| 六、修繕費 | 六、修繕費 |
| 七、點燈費 | 七、點燈費 |
| 八、用油費 | 八、用油費 |
| 九、雜費 | 九、雜費 |
| 一、雜支 | 一、雜支 |
| 二、諸稅及負擔 | 二、諸稅及負擔 |
| 第三款 教育費 | 第二款 土木費 |
| ○、宿舍修繕費 | ○、道路建築費 |
| 一、道路建築費 | 一、道路建築費 |
| 第四款 水道費 | 一、水道費 |

大正八年通常民会议事录

| （一四五） | | （一一）大正八年度通常民會要錄 五百五拾名 | |
|---------------|-------------|--------------------------|-------------|
| 一、議員數 | 二、會期 | 三、會場 | 四、成績 |
| 五、議長及會議係 | 六、支那人二百七十五名 | 七、日本人在支那二百七十五名 | 八、大正八年三月公會堂 |
| （議事錄にあるを以て畧す） | | | |
| | 書記長代理 | 書記長 | 書記長 |
| | 書記記記 | 書記記記 | 書記記記 |
| | 筆記記記 | 筆記記記 | 筆記記記 |
| | 小郎介 | 和郎雄 | 太郎次 |
| | 林介 | 鏡兼 | 锐子 |
| | 中林 | 澤兼 | 次郎 |
| | 黑田 | 澤甲 | 和夫 |
| | 西中 | 甲耕 | 耕夫 |
| | 高澤 | 子耕 | 徹夫 |
| | 鹽橋 | 雄子 | 徳郎 |
| | 侯澤 | 次郎 | 介郎 |

